

武蔵野市子どもの権利条例(仮称)

素案(意見募集)

武蔵野市では、子どもの権利条約の理念のもと、大切な子どもの権利を未来にわたって守っていくため、子どもの権利条例(仮称)の制定を目指しています。

条例検討にあたって、これまで市では「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会」を設置し、検討を進めてきました。今回、委員会の報告書をふまえ、また様々なご意見を参考に、市として条例の素案を作成しましたので、以下のとおりパブリックコメントを実施いたします。

- 募集期間 : 令和4年11月15日(火)から令和4年12月12日(月)まで(必着)
- 提出方法 : 氏名・住所・電話番号を明記の上、市ホームページのアンケートフォーム、Eメール、FAX、郵送、直接持参のいずれかによりご提出ください。
- 提出先 : 武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課子ども政策係(電話:60-1851)
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市役所南棟3階
Eメール:sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp
FAX:51-9417

【市民意見交換会】(※申込みは不要です)

- ①11月26日(土)午前10時～(武蔵野市民会館地下1階 集会室)
 - ②11月29日(火)午後6時～(武蔵野市役所東棟6階 601会議室)
 - ③12月3日(土)午後2時～(武蔵野商工会館4階 市民会議室)
- ※③のみ手話通訳あり(要申込み:11月24日までに子ども子育て支援課までEメールまたはFAXにてお申し込みください)

市ホームページでも条例素案・子ども向け概要版を掲載しています。
ホームページでは、子どもからの意見募集も行っています。
右の二次元コードからアクセスしてご覧ください。



令和4年11月

武蔵野市 子ども家庭部 子ども子育て支援課

武蔵野市子どもの権利条例(仮称)

素案

令和4年11月

武蔵野市

目次

I はじめに	1
1 条例の必要性について	1
2 子どもの権利に関する既存法規との関係について	1
3 検討経過と条例制定に向けたスケジュール	2
(1)子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議	2
(2)子どもの権利に関する条例検討委員会	2
(3)中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」	3
(4)子どもからの意見聴取	3
(5)条例案の作成	4
II 武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案および解説	5
前文	5
武蔵野市子どもの権利条例(仮称)前文	5
第1章 総則	7
1 目的	7
2 言葉の意味	8
第2章 保障すべき子どもの権利	9
3 子どもにとって大切な子どもの権利	9
4 子どもの権利の普及啓発	11
5 子どもの権利を学ぶ機会の保障	12
第3章 子どもの権利を守るための役割	13
6 市の役割	13
7 市民の役割	13
8 保護者の役割	14
9 育ち学ぶ施設の役割	15
第4章 子どもを支える人々への支援	16
10 保護者および家庭への支援	16
11 育ち学ぶ施設への支援	17
12 市民活動への支援	17
第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進	18
13 自分らしく居られる場所	18
14 子どもの年齢、発達に応じた居場所の整備	19
15 学校外の多様な学びの支援	20
16 子どもの相談	21
17 子どもの意見表明	22
18 子どもの参加	23
19 子ども一人ひとりに合わせた支援	24
20 子どもからおとなへの移行支援	25

第 6 章 子どもの安全、安心の確保	26
21 子どもの安全	26
22 暴力および虐待の防止	27
23 いじめの禁止	28
24 いじめの防止	28
25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会	29
26 武蔵野市いじめ問題調査委員会	30
第 7 章 子どもの権利擁護のしくみ	31
27 子どもの権利擁護委員	31
28 相談・調査専門員	32
29 権利擁護に係る手続など	33
第 8 章 条例の推進体制	34
30 推進計画	34
31 推進体制	34
32 評価、検証方法	35
参考:条例の推進体制について	36
付則	37
Ⅲ 参考資料	38
参考資料 1 子どもの権利に関する総合条例一覧(子どもの権利条約総合研究所作成)	38
参考資料 2 Teens ムサカツ 2022 春(令和4年3月 29 日)での子どもの言葉	40
参考資料 3 子どもの権利に関する市立学校アンケート結果	42
参考資料 4 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する子どもアンケート 集計結果及びパブリックコメント意見要旨	52
参考資料 5 武蔵野市子どもの権利条例(仮称)検討経過および関連する市の取組	73

I はじめに

1 条例の必要性について

すべての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、すこやかな成長が保障されなければなりません。

しかしながら現実には、虐待やいじめや事故などで、子どもの命が奪われる、痛ましく目を覆いたくなるような事件も全国で相次いでいます。また、家族構成や就労・経済状況の変化などを背景に、子どもと子育てを取り巻く環境は、多様化・複雑化しており、子どもの貧困やいわゆるヤングケアラー問題、新型コロナウイルス感染症による影響といった、新たな課題の存在も全国的に指摘されています。

こうした状況に対応するためには、子どもが基本的人権を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提として、家庭や学校や地域、あらゆる場面において、子どもの命を守り、育んでいく必要があります。また、支援を必要とする家庭や子どもが、適切なサポートにつながることのできる体制が必要です。

市ではこれまでも、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現という基本理念のもと、子ども・子育てのための様々な施策を実施してきました。関係部署の連携による、子どもと子育て家庭を支援する体制についても充実を図っています。しかしながら、令和2年度に実施した庁内調査では、子ども自身が市の相談窓口で直接相談に来る事例は、きわめて少ないことが分かりました。いじめなどによる重大な事故を防ぎ、家庭の環境などによる困難を持つ子どもを支えていくためには、子ども自身が相談しやすいような窓口や、子どもの居場所の整備が必要です。

また、現在の多様化、複雑化した課題に対応するためには、家庭や育ち学ぶ施設(保育所・幼稚園・学校など)の努力だけで子どもを支えていくことには限界があります。家庭、育ち学ぶ施設の支援とともに、地域で子どもと子育て家庭を支えていくための考え方を改めて整理する必要があります。

さらに、子どもの権利に関する市立学校アンケート(令和3年度)では、「あなた自身やあなたの周りで、守られていないことがあると思う子どもの権利を選んでください。(いくつでも可)」という質問に対し、市立学校小学4年から中学3年までの児童生徒 3,743 人からは、「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと」(1,713 件)、「差別されないこと」(1,065 件)、「自分の意見を自由に言えること」(967 件)など、実際に、守られていない権利が多くあるとの回答が寄せられました。

こうした状況をふまえ、市では、大切な子どもの権利を未来にわたって守っていくため、子どもの権利条例(仮称)の制定を目指しています。条例では、子どもの権利の大切さを示し、行政や育ち学ぶ施設、家庭や地域における各々の役割を明確化するとともに、子どもの権利が侵害されたときの、具体的な救済のしくみについても定めることを目指しています。

これまで、市の子どもに関する施策については、5年間を計画期間とする「子どもプラン武蔵野」を策定し、基本理念や基本的な考え方において、子どもの権利が尊重される社会の実現に向けた考えを示してきました。しかし、こうした計画は時限的なものであり、そのときの市政の状況によって、方向性が変わってしまうことも考えられます。市では、計画に加えて、恒久的な条例ができることにより、未来にわたってさらに安定的に、子どもの尊厳と権利が尊重される社会を実現することができると考えています。

2 子どもの権利に関する既存法規との関係について

子どもの権利の内容は、国際的に定められた「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」(※1)において定められています。条約は、子どもをおとなと同様に権利をもつ主体と位置づけ、その基本的人権を認めるとともに、子どもならではの権利があることも定めています。条約は平成元年に国連総会において採択されましたが、日本は平成6年に条約を批准しています。

その後、国内での子どもの権利に関する基本法は長く存在しませんでした。令和4年6月、「こども基本法」(※2)が国会で成立しました(施行は令和5年4月1日)。また、東京都では令和3年4月1日に「東京都こども基本条例」(※3)が施行されています。いずれも、子どもの権利条約の理念のもと、国、東京都として、子どもの権利を保障していくための考え方を定めたものです。

市が制定を目指している子どもの権利条例(仮称)もまた、子どもの権利条約に定められた子どもの権利を保障していこうとするものです。すでに条約、国内法、都条例がある中で、さらに市が条例を制定することには理由があります。それは、子どもの権利は、子どもの生活の場で保障される必要があるということです。相談窓口や子どもの居場所、子どもが意見表明をする場、さらには子どもの権利擁護のしくみなど、いずれも子どもが生活しているところに存在しなければ、子どもはそれを利用できません。現在、国、東京都では、自治体における子どもの権利を保障するための取組を促進しようとしています。

なお、全国の子どもの権利に関する総合条例づくりの進行状況を見ると、巻末参考資料1(条例一覧)のとおり、令和4年4月現在、61自治体が条例を制定しており、ここ2年間だけで11の条例が制定されています。市の条例素案の検討にあたっては、こうした他自治体の条例の内容も参考にしました。

(※1)子どもの権利条約については、公益財団法人日本ユニセフ協会のホームページ(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)に詳しく掲載されています。右の二次元コードからもアクセスできますので、ご覧ください。



(※2)(※3)

こども基本法、東京都こども基本条例は、以下の二次元コードからアクセスできますので、ご覧ください。

(こども基本法)



(東京都こども基本条例)



3 検討経過と条例制定に向けたスケジュール

(1)子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議

子どもの権利条例(仮称)を検討するにあたり、市では、令和2年度に、子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議を設置し、市の子どもの権利に関する課題などの整理を行いました。会議では、市の子どもへの相談窓口に関する現状などについて検証するとともに、他自治体の条例などについての調査を行いました。

(2)子どもの権利に関する条例検討委員会

庁内検討の結果をふまえ、条例の制定について検討を進めるため、令和3年5月、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会(以下「委員会」といいます。)を設置しました。委員会では、市が制定を目指す条例の内容に関して、有識者や子どもに関する活動を行っている市民の方などの幅広い観点から活発な検討が行われました。

委員会では、会議での議論のほか、市内事業の視察、子どもや関係者との意見交換なども実施しました。

こうした取組を通じて検討した内容が、いったん委員会中間報告としてまとめられ、令和4年5月15日から6月6日にかけて、市においてパブリックコメント、市民意見交換会を実施し、多くの意見が寄せられました。

委員会では、パブリックコメントなどを通じて寄せられた意見を参考に、中間報告を修正し、令和4年9月に最終的な報告書をまとめました。

(3) 中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」

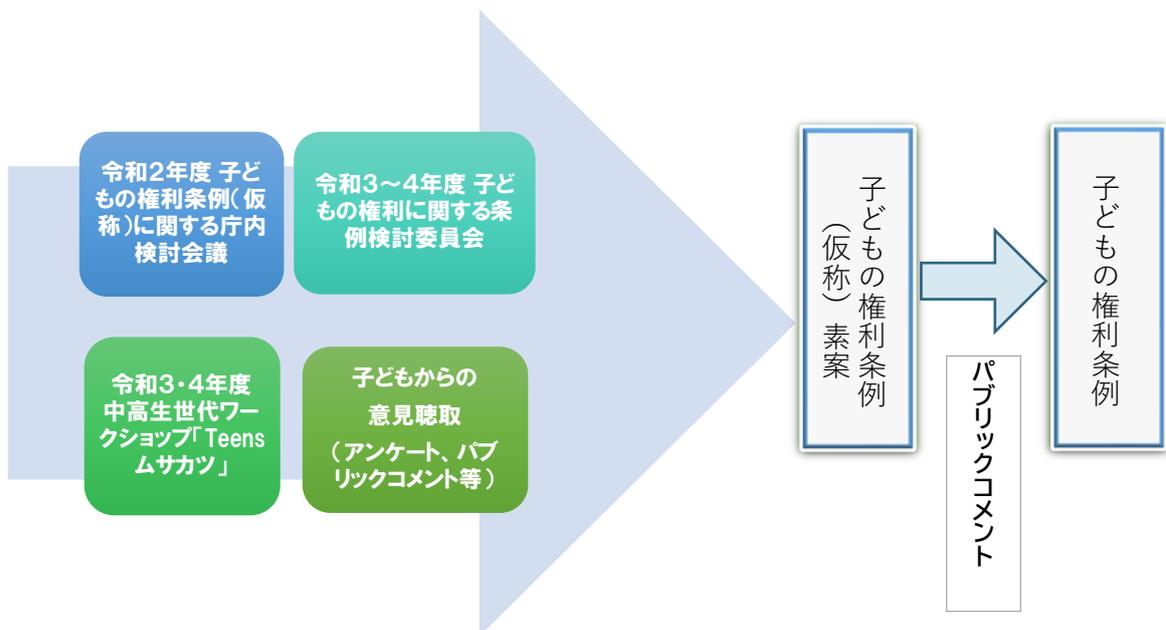
令和3年度から4年度にかけて、市の中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」では、「子どもの権利に関する条例」をテーマに、中高生世代によるワークショップなどが行われています。今回の条例素案の前文の子どもたちのことばは、「Teens ムサカツ」で提出された意見によるものです。

(4) 子どもからの意見聴取

中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」以外でも、条例について、子どもからの意見を聴取するため、様々な取組を行ってきました。

- ・令和3年度 子どもの権利に関する市立学校アンケート
- ・令和3年度 子どもの権利に関する Web アンケート
- ・令和4年度 委員会中間報告に関する子どものパブリックコメント

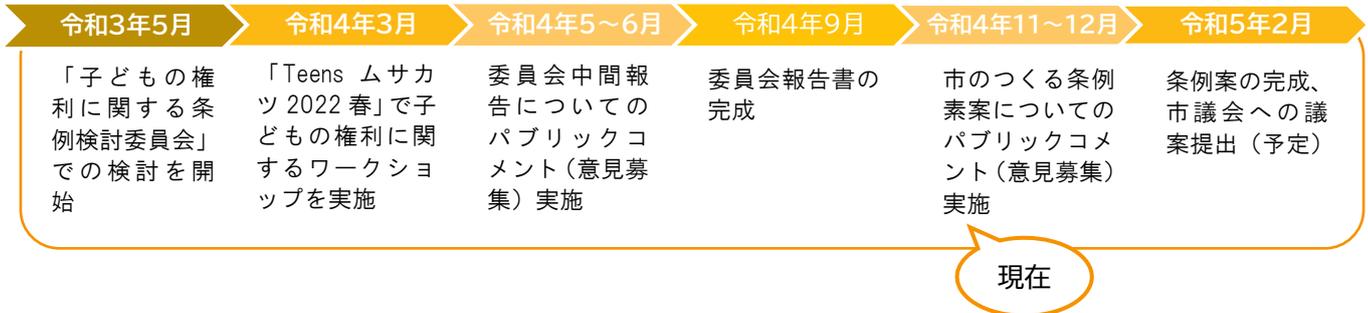
委員会中間報告に関する子どものパブリックコメントの一環として実施した子どもアンケート(996 人回答)では、81.5%(812 人)の子どもたちが、子どもの権利に関する条例をつくることについて「よいことだと思う」と回答しています。また、子どもの自由意見(881 件)の中では、子どもの権利に関する条例をつくることについて、子どもの権利は子どもたちの生活に深く関わっているため必要であり、大事だと思うという声や、自分たちの権利を考えてくれたり、守られたりすることが「うれしい」「安心する」などの声が多く寄せられています(※子どもからの意見聴取の詳細については、巻末参考資料2~4をご覧ください)。



(5) 条例案の作成

上記のような取組で得られた多様な意見を参考に、市で条例の素案を作成しました。素案についてパブリックコメントを実施し、いただいた意見を参考に、最終的な条例案を作成し、令和5年第1回市議会定例会に提出予定です。検討スケジュールは以下の通りです。

【子どもの権利条例(仮称)検討スケジュール】



■巻末参考資料5に条例の検討経過と市の関連する取組の年表を掲載していますのでご覧ください。

また、検討経過や委員会報告書については市のホームページに掲載しています。

(https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/kodomokateibu_shisaku_keikaku/1032777.html)

※右の二次元コードからもアクセスできます。



II 武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案および解説

前文

武蔵野市子どもの権利条例(仮称)前文

(条例素案)

すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があります。

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもは、どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生きることができるよう、その権利と尊厳が守られます。

子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが必要です。子どもにはより良く生きるための権利があり、より良く生きるための幸福感が高められることが重要です。

子どもが暮らし、育つまちはその一員である子どもにやさしいまちであるべきです。

武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。

そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

わたしたちは平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちはおとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

しかし、そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。

わたしたちは、知りたいことを学び、教育を受けることで成長できます。おとなは、未来の社会をつくる子どもに、十分な教育を受けさせます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる居場所で、おとなに相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもはお互いの権利を理解し、尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもはお互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

《趣旨・説明》

○ここでは、条例の前文を記載します。

○前文では、市が子どもの権利条約の趣旨をふまえ、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指して、この条例を定めることを示します。

○また、子どもたちのことばを掲げます。このことばは、令和3年度中高生世代ワークショップ「Teens ムサ

カツ 2022 春」に参加した子どもたちから、「様々な人との関わりの中で、私たちがらしい毎日を送るために大切なこと」について聴いた意見や、委員会中間報告に対する子どものパブリックコメントでの意見を参考にしています。最終的な文章は、令和4年度「Teens ムサカツ」実行委員で考えました。

第1章 総則

1 目的

(条例素案)

○この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)に基づいて、現在および将来のすべての子どもにとって大切な権利を保障するために、武蔵野市(以下「市」といいます。)、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが、家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、お互いの権利を尊重し、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします。

《趣旨・説明》

○この項目では、条例の目的について規定します。

○この条例における子どもの権利の考え方は、子どもの権利条約に基づいています。

○条例では、市、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を定めるとともに、子どもの権利が尊重されるまちをつくるために必要なことがらを定めます。

2 言葉の意味

(条例素案)

○この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、その言葉の後に説明されているとおりです。

- (1) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および市議会をいいます。
- (2) 市民 武蔵野市の区域内(以下「市内」といいます。)に住所がある者、市内にある学校に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者および市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体をいいます。
- (3) 子ども 18 歳未満のすべての市民その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。
- (4) 保護者 子どもを現に養育する親、里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (5) 育ち学ぶ施設 市内にある、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校、その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

《趣旨・説明》

○この項目では、条例で使用する言葉の意味について規定します。

○市および市民の定義については、武蔵野市自治基本条例(令和2年3月武蔵野市条例第2号)に基づき記載しています。

○子どもの定義における「その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者」としては、たとえば 18 歳になった高校生のように、育ち学ぶ施設に在籍する 18 歳以上の人、児童養護施設を 18 歳で退所した後の支援が必要な人などが考えられます。

○育ち学ぶ施設には、市内にある、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、児童養護施設、児童館、放課後子供教室(あそべえ)、学童クラブ、地域子育て支援拠点事業を行う施設などが該当します。

第2章 保障すべき子どもの権利

3 子どもにとって大切な子どもの権利

(条例素案)

○子どもは、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として子どもの権利が保障されます。次の各号は、特に大切な権利として保障されなければなりません。

- (1) 子どもが安心して生きる権利
- (2) 子どもが自分らしく育つ権利
- (3) 子どもが遊ぶ権利
- (4) 子どもが休む権利
- (5) 子どもが自分の意思で学ぶ権利
- (6) 子どもが自分の気持ちを尊重される権利
- (7) 子どもが意見表明し、参加する権利
- (8) 子どもが差別されずに生きる権利

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの権利条約に基づき子どもの権利が保障されることおよび条例で特に大切なものとする子どもの権利について規定します。
- 子どもの権利については、子どもの権利条約に世界共通の定めがあります。条例で「子どもの権利」という場合、子どもの権利条約に定められた権利全般を指します。その中でも、この項目の各号で挙げる権利については、市の子どもにとって特に大切な権利として、その保障に努めます。
- 権利には相互尊重の原則があります。そのため、子どもは、自分の権利だけでなく、他の子どもの権利についても同じように大切にする必要があります。
- 子どもが安心して生きる権利とは、子どもが助けを求めることができる、必要な医療を受けることができる、健康的な生活および社会環境を確保される、いじめを受けないなど、子どもが安心して生きることができることをいいます(子どもの権利条約第6条ほか)。
- 子どもが自分らしく育つ権利とは、子どもが自分の意思を尊重されながら、社会で自立して生きるための能力を身に付けることができる、こういうふうに育てほしいといった人間像を押しつけられないなど、子どもが自分らしく育つことができることをいいます(子どもの権利条約第6条ほか)。
- 子どもが遊ぶ権利とは、子どもが自分の好きなことに夢中になれる、遊びを通じて人間社会で生きていくために欠かせない力を得ることができる、年齢や発達に応じ適した環境でやってみたいことにチャレンジできるなど、子どもが遊ぶことができることをいいます(子どもの権利条約第31条)。
- 子どもが休む権利とは、子どもが身体的、精神的な回復のための休息を取ることができる、自分らしく自由に時間を過ごすことができるなど、子どもが休むことができることをいいます(子どもの権利条約第31条)。
- 子どもが自分の意思で学ぶ権利とは、子どもが学校をはじめとした教育の場で学ぶことができる、日常生活の中で多くのことを学ぶことができる、教育の場で自分の意見が配慮されるなど、子どもが自分の意思で学ぶことができることをいいます(子どもの権利条約第28条ほか)。

- 子どもが自分の気持ちを尊重される権利とは、子どもが乳幼児期からその意思、願いを聴いてもらえる、自分の将来を自分で主体的に選択できるなど、子どもが自分の気持ちを尊重されることができるとをいいます(子どもの権利条約第 12 条ほか)。
- 子どもが意見表明し、参加する権利とは、子どもが意見を聴かれその意見を尊重される、おとなと対等に社会参加することができるなど、子どもが意見表明し、参加することができることをいいます(子どもの権利条約第 12 条)。
- 子どもが差別されずに生きる権利とは、子どもが、子どもであること、外国にルーツを持つこと、障害があること、性的マイノリティであること、その出自、または子ども自身の考え方や発言内容などの理由によって、直接または間接的であっても差別を受けることなく、他の人々とともに生きていくことができることをいいます(子どもの権利条約第2条)。

4 子どもの権利の普及啓発

(条例素案)

- 市は、市の職員、育ち学ぶ施設の職員および市民に対し、子どもの権利の普及啓発を行います。
- 市は、武蔵野市子どもの権利の日を定め、市民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、普及啓発の取組を行います。
- 武蔵野市子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)とします。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの権利に関する普及啓発について規定します。
- 市は、子どもの権利について、市民の理解を深めていくために普及啓発を行わなければなりません。
- 市は、市報、ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、子どもの権利に関するリーフレットなど多様な方法により、子どもの権利についての普及啓発に努める必要があります。
- 条例を形だけのものとせず、広く市民に知ってもらえるよう、市は、武蔵野市子どもの権利の日を定め、子どもの権利に関する普及啓発の取組を行います。
- 11月20日は、昭和29年に国際連合が制定した「世界子どもの日」です。「子どもの権利宣言」(昭和34年)と「子どもの権利条約」は、いずれも11月20日に国際連合総会で採択されています。

5 子どもの権利を学ぶ機会の保障

(条例素案)

○市および育ち学ぶ施設は、子どもが子どもの権利を知り、自分および他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会を保障します。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障することについて規定します。
- 子どもは権利の主体として、子どもの権利を知る権利があります。市および育ち学ぶ施設はそのための機会を確保する必要があります。
- 子どもは、自分の権利について学ぶことで、他の人の権利の大切さを感じ、尊重することを学ぶことができます。
- 権利の学習においては、ただ教えられるだけではなく、子ども自身が自主的、主体的な活動を通して権利の大切さを知ることができるような機会も必要です。

第3章 子どもの権利を守るための役割

6 市の役割

(条例素案)

○市は、子どもに関わる施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

《趣旨・説明》

○この項目では、子どもの権利保障における市の役割について規定します。

○市は、子どもの権利保障のために、教育、福祉、保健、医療、環境などに関する子ども施策を総合的に推進していく必要があります。また、乳幼児期からおとなになるまでの切れ目のない支援を継続的に実施していく必要があります。

○市は、子どもに関する施策を実施するにあたり、市民、保護者、育ち学ぶ施設との連携に努める必要があります。

7 市民の役割

(条例素案)

○市民は、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指します。

○市民は、子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、社会全体で子どもを見守り、支援するよう努めます。

○市民は、市が実施する子どもの権利を保障するための施策について可能な範囲で協力します。

○市内の事業者は、事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境を作るための適切な配慮に努めます。

《趣旨・説明》

○この項目では、子どもの権利保障における市民の役割について規定します。

○子どもにやさしいまちをつくるためには、一人ひとりの市民が、子どもが地域と関わりを持って育つことの大切さを認識し、子どもたちを地域全体で育てていくという意識を持つことが大切です。

○市民は、市と連携、協働して、地域社会全体で子どもを支えていくよう努める必要があります。

8 保護者の役割

(条例素案)

○保護者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの権利保障における保護者の役割について規定します。
- 保護者には、子育てにおける「第一義的責任」がありますが、子育てに不安や負担を感じる場合などは、必要な支援を受けることができます。重要なのは、子育ての中心的な役割を担っている保護者への支援を充実させることです。
- 子どもは、家庭的な環境の中で、幸福を感じながら育つ必要があります。保護者はそのような環境を整えるよう努めることが大切です。
- 保護者は、その「子育て」において、子どもを信頼し、子どもが自分の意思と力で育つ「子育て」を支えていく役割を果たすことが大切です。
- 保護者は、虐待、体罰、暴言または過剰な叱責などにより子どもの尊厳を傷つけることのないよう、養育を行わなければなりません。

9 育ち学ぶ施設の役割

(条例素案)

○育ち学ぶ施設は、市、市民および保護者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進します。

《趣旨・説明》

○この項目では、子どもの権利保障における育ち学ぶ施設の役割について規定します。

○育ち学ぶ施設は、子どもが育ち、学ぶための環境を整えるとともに、子どもが安心して通える居場所、子どもの権利の学習機会および子どもの参加の機会などの提供をはじめとした、子どもの権利保障のための取組を促進します。

○育ち学ぶ施設は、市および市民と相互に適切な情報共有を行い、必要な連携に努めます。

○育ち学ぶ施設のルールが子どもの権利を侵害してはなりません。また、指導の名目で権利侵害をすることは許されません。

第4章 子どもを支える人々への支援

10 保護者および家庭への支援

(条例素案)

- 市は、保護者が子どもの権利を保障するために必要な環境を確保できるよう、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行います。
- 市および育ち学ぶ施設は、子どもが、家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされる、または子どもとして必要なものが与えられないなど、子どもの権利を侵害された状況におかれることのないよう、子どもおよび家庭へ必要な啓発および支援を行います。

《趣旨・説明》

- この項目では、保護者および家庭への支援について規定します。
- 市は、保護者の子育てにおける負担を軽減するため、経済的支援のほか、必要な子育て支援サービスの提供を行います。
- 市は、保護者が子育てや家庭での教育について必要なことを学ぶための支援を行うとともに、地域において孤立することのないよう、子育てひろばなど、保護者が安心して相談でき、集える場の提供に努めます。
- 市は、保護者が子どもの養育の困難に直面したときに、抱え込まずに相談できるような体制を整備します。
- 本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの状況(いわゆるヤングケアラー)、または子どもとして本来必要なものが与えられない状況(いわゆる子どもの貧困)など、家庭における様々な問題に対して、市は、子どもの権利を守るため、子どもや家庭への啓発や支援を行う必要があります。

11 育ち学ぶ施設への支援

(条例素案)

- 市は、育ち学ぶ施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援に努めます。
- 市は、育ち学ぶ施設の職員が、専門性を高めるための研修および研究に自主的に取り組むことができるよう、適切な支援に努めます。
- 市は、育ち学ぶ施設の職員が働きやすい環境を整えるよう努めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、育ち学ぶ施設への支援について規定します。
- 子どもの権利保障と幸福感(ウェルビーイング)のためには、育ち学ぶ施設が必要な環境を整えていくことが重要です。市は、育ち学ぶ施設の主体性が損なわれることのないよう配慮しつつ、人材育成や、財政的な支援に努める必要があります。
- 育ち学ぶ施設の職員は、子どもと長く生活をともにする存在です。職員が働きやすい環境を整えることは子どもにとっても重要です。そのため、市は、施設における労働環境の整備のほか、必要な専門職の派遣や、職員が職務上の悩みについて安心して相談できる体制の整備などに努める必要があります。

12 市民活動への支援

(条例素案)

- 市は、市民による子どもの権利を保障するための活動に対し、適切な支援に努めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、市民が行う子どもの権利保障に関する活動への支援について規定します。
- 市は、子どもの権利保障のための市民の活動に対し、助言、広報、助成などの必要な支援を行うよう努めます。
- 市は、子どもの権利保障のため、市民活動を行う人や団体との連携に努める必要があります。また、子どもの権利についての共通認識を持つよう努める必要があります。

第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進

13 自分らしく居られる場所

(条例素案)

- 市は、子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりを推進します。
- 市および市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が、子どもの安心できる居場所となるよう努めます。
- 市は、子どもが休息を必要とする場合に、学校、その他の活動などを休み、多様な居場所で過ごすことについて、保護者および市民の理解が得られるよう、必要な啓発に努めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもが自分らしく居られる場所について規定します。
- 子どもが安心して生きる権利、自分らしく育つ権利などを保障していくために、子どもにとって身近な地域で子どもが安心して、自分らしく居られる場所が必要です。
- 子どものための地域の施設だけではなく、家庭や育ち学ぶ施設、様々な地域活動の場が、子どもにとって安心できる居場所となっていることが重要です。
- 市は、一人ひとりの子どもが安心して過ごせる多様な居場所づくりを支援するために、これを推進する活動を行う者、団体への経済的、人的支援および活動場所の確保に努める必要があります。
- 子どもは、身体的、精神的な回復のために休息する権利があります。自分らしく過ごすことのできる居場所は、こうした休息のために利用することができます。
- 子どもは、休息を必要とする場合に、自分の意思で学校、その他の活動などを休み、多様な居場所で過ごすことができます。子どもが安心して休むためには、保護者や地域が、子どもにとって大切なことは何かを第一に考えて子どもの意思を尊重し、受け入れることが重要です。

14 子どもの年齢、発達に応じた居場所の整備

(条例素案)

- 市は、子どもの遊びや育ちのための、子どもの年齢、発達に応じた子ども専用の居場所の確保および居場所における支援人材の育成に努めます。
- 市は、乳幼児期の子どもと保護者のための居場所づくりを推進します。また、市および市民は、地域の各施設において、子どもとおとなが、お互いを尊重しながら居場所をともに利用できるための工夫を行うよう努めます。
- 教育委員会は、学校が子どもの安心できる場所であるよう、子ども一人ひとりが大切にされる学校環境の整備に努めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの年齢や発達に応じた居場所の整備について規定します。
- 子どもにとって、遊びは最も大切なことの一つです。子どもの遊ぶ権利を保障できるような環境づくりが必要です。
- 市内には、子ども専用の居場所として、地域子ども館、児童館、プレーパーク、武蔵野プレイス青少年フロアなどがあります。
- 中高生世代の子どもは、受験や家族関係などによる緊張にさらされやすい時期と言えます。学校や家庭だけでなく、中高生世代が安心して集うことのできる地域の居場所が必要です。
- 市内には、子どもとおとながともに利用する居場所として、0123施設、児童館その他の地域子育て支援拠点事業を行う施設や、コミュニティセンター、図書館をはじめとした各種公共施設などがあります。
- 地域子育て支援拠点事業を行う施設をはじめとした、乳幼児期の子どもと保護者のための居場所は、子どもの健全な育ちと、保護者の子育てに係る負担の軽減のために重要です。
- 上記以外の、コミュニティ施設、社会教育施設、その他の地域の施設においても、子どもの意思を尊重し、子どもとおとながともに利用できる工夫がなされることが望ましいと言えます。
- 学校では、すべての子どもが安心して学び、過ごせることが重要です。様々な困難を抱えた子どもも含めて、すべての子どもがその尊厳を尊重されながら、学ぶ権利を確保されることが大切です。

15 学校外の多様な学びの支援

(条例素案)

- 市は、何らかの理由により学校に通うことのできない子どもが、自らの社会的自立を目指し、自らに適した学校外の学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。
- 市は、学校外の多様な学びの場においても、子どもが安心して学ぶことができるよう、環境整備や子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行うよう努めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、学校外の多様な学びの支援について規定します。
- 何らかの理由により学校に通うことのできない子どもの教育機会の確保のため、学校外の多様な学びの場を拡充していくことが求められています。
- 学校外の多様な学びの場においても、子どもが将来に不安を感じることなく、安心して学ぶことができるよう環境整備や適切な学習活動が重要です。
- 学校外の多様な学びの場の拡充においては、スクールソーシャルワーカーなどの協力や、様々な地域活動やフリースクールを含めた民間団体との幅広い連携の下で、それらのネットワークにより推進することが重要です。
- 学校に通えない子どもの意思を尊重し、教育の機会を確保するとともに、学校における義務教育を受けている子どもと同様に学ぶことができるよう、子ども一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。

16 子どもの相談

(条例素案)

- 市は、子どもから直接相談を受けることのできる窓口を設けます。また、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて、困りごと、不安に感じることなどを気軽に話すことのできるような、多様な相談の場づくりを推進します。
- 教育委員会は、学校で子どもが安心して相談できる体制整備に努めます。
- 市は、子どもからの相談を受けた者が、必要に応じて子どもを適切な支援につなぎ、救済することができるよう、関係機関の連携体制の整備に努めます。
- 市は、虐待、体罰、いじめ等を受けている子どもが、安心して相談し、救済につながるができるよう、適切な相談手段の整備、子どもへの権利学習の推進および虐待などに気づくことのできる支援者の育成に努めます。
- 子どもからの相談を受けた者は、その相談に関わる秘密を守らなければなりません。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの相談について規定します。
- 子どもは、身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることなどを他の人に相談することがあります。市は、市民と連携して、そのような、子どもが気軽に話せる関係づくりができる場所を用意するように努める必要があります。
- 子どもとの関係づくりの際は、たとえば言葉をうまく話せない乳幼児の気持ちを読み取ったり、受け止めたりするなど、支援者が子どもの気持ちをくみ取ることも大切です。
- 障害のある子どもや外国にルーツを持つ子どもなど、言葉による相談がしづらい子どもも相談しやすいような環境づくりが必要です。
- ここでいう、「子どもから直接相談を受けることのできる窓口」として、「子どもの権利擁護委員」および「相談・調査専門員」が挙げられます(第7章参照)。
- 学校における相談は、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理・福祉職との協力のもとで実施していくことが重要です。
- 学校での相談活動については、子どもに分かりやすく伝えるとともに、安心して相談できる環境を整備する必要があります。
- 子どもからの相談を受けた者が、子どもを適切な支援、救済につなぐためには、日頃から、関係機関同士の連携体制が構築されていることが重要です。
- 虐待などを受けて誰にも相談できない子どもが助けを求められるように、子どもの権利学習を推進することが必要です。
- 虐待などを受けて誰にも相談できない子どもが、助けを求められずに苦しんでいることを察知して、権利救済につなぐ支援者の養成が必要です。
- 虐待などを受けている子どもが安心してつながるための相談手段として、インターネットを利用したチャットやメール、LINEなどの活用が考えられますが、市はその時々状況に応じて、多様な相談手段を用意するよう努める必要があります。
- 子どもからの相談内容については、本人の同意なく、他の人に共有しないよう配慮しなければなりません。支援者の間などで情報共有が必要な場合は、子どもの意思と、子どもへの守秘義務を尊重しつつ、必要な

情報共有に努めます。

17 子どもの意見表明

(条例素案)

- 子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。
- 市、市民および育ち学ぶ施設は、子どもに影響を及ぼすことを決めるときは、子どもの意見を聴き、その意見を子どもの年齢および発達に応じて尊重し、その最善の利益を優先して考慮します。
- 子どもは、意見表明をしたことによる不利益を受けません。
- 子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切に、尊重します。
- 市、市民および育ち学ぶ施設は、子どもが意見を言いやすい環境を整えるよう努めます。
- 市、市民および育ち学ぶ施設は、年齢、発達またはその他の理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じてその意見を代弁するよう努めます。
- 市は、子どもの意見表明が促進されるよう、子どもの意見表明を支援する人材の育成に努めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの意見表明について規定します。
- 子どもには、意見を表明する権利があります。市、市民および育ち学ぶ施設は、その意見を子どもの年齢および発達に応じて十分尊重し、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。
- 市、市民および育ち学ぶ施設は、子どもが意見表明をしたことによる不利益を受けないよう、配慮します。
- 子どもの意見表明の権利を保障するためには、子どもの意思の形成の支援、意思の代弁まで行うことが必要な場合があります。市は、こうした支援を行う人材の育成に努める必要があります。
- 乳幼児、障害のある子ども、外国にルーツのある子ども、その他自分でうまく自分の意思を伝えられない子どもについては、身近な保護者や支援者が、その子どもの思い、気持ちをくみ取ることを通して、その意思を代弁することが必要です。

18 子どもの参加

(条例素案)

- 子どもは、市民として、市のまちづくりに参加することができます。
- 市は、子どもに関する政策および計画の決定、実施結果の評価などを行うときには、おとなと同じように、子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます。
- 市は、子どもが市政に対して意見を表明し、自ら政策の実現に関わっていくための多様なしくみづくりを推進します。
- 市民および育ち学ぶ施設は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます。
- 市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。
- 育ち学ぶ施設は、施設の運営に子どもの意見を取り入れたり、子どもが参加できたりするようなしくみづくりを推進します。
- 市は、子どもが利用する公共施設について、その運営に子どもの意見が取り入れられ、または参加できるしくみづくりに努めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの参加について規定します。
- 子どもには、市民として市の政策、まちづくりに意見を述べ、参加する権利があります。
- 子どもが市政への意見を表明する方法としては、子どもを構成員とする「子ども会議」や「子どもワークショップ」などの開催のほか、検討委員会などへの市民委員としての参加、アンケート調査、インタビューの実施、意見箱の設置などが考えられます。
- 子どもの社会参加には、子どもが物事を決める機会を持つことも含まれます。
- 子どもが社会参加を行うためには、子どもが参加しやすい環境を整える必要があります。
- 子どもが社会参加の楽しさを味わうためには、参加の場でのファシリテーションを行うなど、参加を促進する支援者が必要です。市ではそうした人材の育成にも努める必要があります。
- 子どもの権利を保障する観点からは、育ち学ぶ施設の運営に、子ども自らがその一員として参加することが重要です。市は、子どもが施設などの構成員として運営に意見表明または参加できるしくみづくりを推進するよう努める必要があります。

19 子ども一人ひとりに合わせた支援

(条例素案)

- 市は、子どものおかれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行うよう努めます。
- 市は、市民および育ち学ぶ施設が子ども一人ひとりに合わせた配慮ができるよう、必要な支援に努めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、個別の状況に応じた子どもへの支援について規定します。
- 市は、外国にルーツを持つ子どもが、学習その他の支援を必要とする場合、その文化的なアイデンティティを尊重しつつ、その子どもに合わせた支援を行うよう努める必要があります。
- 市は、障害のある子どもが、尊厳を持って、地域でともに生きていくことができるよう、必要な支援体制を整備するとともに、子どもへの合理的配慮の推進に努める必要があります。
- 市は、性自認、性的指向などについての啓発に努め、性的マイノリティ(LGBTQ+)の子どもと保護者が差別を受けないよう配慮するとともに、必要な相談体制の整備に努める必要があります。
- 市は、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども(いわゆるヤングケアラー)、または子どもとして本来必要なものが与えられない貧困の状況にある子どもなど、家庭における様々な困難を抱えた子どもに対して、必要な支援を行うよう努める必要があります。
- そのほか、一人ひとりの子どものニーズに合わせた相談支援が行えるよう、市は体制の整備に努める必要があります。

20 子どもからおとなへの移行支援

(条例素案)

○市は、おとなへと移行する時期の子どもが、社会的自立のための支援を必要とする場合、18 歳を超えても継続した支援を受けることができるよう、環境の整備に努めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもからおとなへと移行する時期の子どもへの支援について規定します。
- 課題や困難をかかえた子どもへの支援は、18 歳を超えても継続する必要があります。本人にとって相談支援が継続的であるよう、次の相談機関につなげていく支援が必要です。
- 18 歳に達した高校生などの若者が、自信を持って社会で生きていくために、成人期を迎えることに関する必要な相談支援などを行うことも必要です。
- 子どもが進学、退学または就労した後も、必要に応じて継続した相談支援を行うことのできる環境整備も必要です。

第 6 章 子どもの安全、安心の確保

21 子どもの安全

(条例素案)

- 市は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、子どもの安全の確保に必要な施策を推進します。
- 市および育ち学ぶ施設は、法令などの定めに基づき、施設などの定期的な安全点検および管理を行います。
- 市および育ち学ぶ施設は、子どもに関わる事件、事故が発生した場合は、ただちに子どもの命を守り、安全を確保するための対応を取るとともに、原因究明および再発防止に取り組みます。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの安全の確保について規定します。
- 市は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るための施策を推進する必要があります。
- 市および育ち学ぶ施設は法令を遵守し、施設などの安全管理に努めます。もし事件、事故が発生したときには、ただちに子どもの命を守り、安全を確保するための対応を取るとともに、原因究明と再発防止に取り組みます。
- 子どもは、日々チャレンジしながら生活を送っています。子どもは、チャレンジして失敗することもあります。その失敗が大きな事故や怪我につながるように、迅速に安全措置を講ずることが必要です。

22 暴力および虐待の防止

(条例素案)

- 子どもに対する暴力および虐待はあってはならない行為であり、子どもの権利を侵害する行為です。
- 市、市民および育ち学ぶ施設は、子どもが暴力および虐待を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な環境の整備に努めます。
- 市は、子どもに対する暴力および虐待の防止のため、市民および育ち学ぶ施設の職員に対し、必要な啓発に努めます。
- 市は、暴力および虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に支援するために、児童相談所をはじめとした関係機関と協力し、必要な取組を行います。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもへの暴力および虐待の防止について規定します。
- 子どもに対する身体的または精神的な暴力および虐待はあってはならない行為であり、この条例に定める子どもの権利を侵害する行為です。
- 市は、武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例(平成15年12月武蔵野市条例第32号)に基づき、子どもが安心して暮らせる環境を整えます。
- 子どもはあらゆる虐待から守られなければなりません。虐待を未然に防ぐための取組が重要です。
- 子どもへの暴力は、身体的な暴力だけでなく、いじめ、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、過剰な叱責や心を傷つけるハラスメントなど、精神的な暴力も子どもの権利侵害に当たります。
- しつけや教育的指導といった名目で子どもに対して体罰を加え、または子どもの心、品性を傷つけるような叱責などを行うことも、子どもへの暴力に当たります。
- 教育の視点から発生するハラスメントは、加害者が、子どもの権利侵害を自覚していないことがあります。そのため、市民(保護者を含む)や育ち学ぶ施設への適切な啓発が必要です。
- 市は、子どもへの虐待を認めた場合は、手遅れにならないように、迅速に関係機関につなぎ、その子どもにとって最も良い解決策を見いだせるように支援する必要があります。
- 子どもへの暴力および虐待の防止、対応にあたっては、関係機関の連携が十分図られるよう、日頃からのネットワークづくりが重要となります。
- 市は、暴力および虐待が発生した場合において、加害者となった市民、保護者および育ち学ぶ施設の職員に対して、今後暴力および虐待を繰り返さないための対応を行います。

23 いじめの禁止

(条例素案)

○子どもは、どのような理由があっても、いじめをしてはいけません。

《趣旨・説明》

○この項目では、どの子どもであっても、どのような理由があっても、いじめをしてはいけないことを規定します。

○いじめとは、子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍している等その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます(いじめ防止対策推進法第2条)。

○子どもへのいじめは、この条例に定める子どもが安心して生きる権利を侵害する行為です。

24 いじめの防止

(条例素案)

○市および育ち学ぶ施設は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止などに取り組みます。

○市および育ち学ぶ施設は、子どもへのいじめがあった場合、ただちにいじめを止め、子どもを守らなければなりません。

《趣旨・説明》

○この項目では、市や育ち学ぶ施設が、いじめの防止などに取り組むことについて規定します。

○市および育ち学ぶ施設は、子どもがいじめを受けることなく、安心して暮らせるような環境を整えるよう努めなければなりません。

○育ち学ぶ施設は、子どもが安心できる場であることが大切です。

○市および育ち学ぶ施設は、子どもへのいじめがあった場合、直ちにいじめを止め、子どもを守らなければなりません。

○市および育ち学ぶ施設は、いじめを受けた子どもが、その後の学ぶ権利を侵されないように適切な支援を行うことが必要です。またいじめを行った子どもに対しても、いじめを止めることができるよう、適切な支援を行うことが必要です。

○市および育ち学ぶ施設は、いじめから子どもを守るという視点だけでなく、人権教育の視点から、子ども自身が主体的にいじめについて考え、解決を図る場を設定することが大切です。子どもが、人権、自由の相互承認、尊重の感度を高めることにつながることを認識して、最新の権利学習を推進するよう努める必要があります。特に、学校では、保護者、地域とも連携して、いじめ防止授業など子どもへの必要な権利学習、支援を行い、いじめの予防に努めなければなりません。

25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会

(条例素案)

- 教育委員会は、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針である「武蔵野市いじめ防止基本方針」を定めます。
- 教育委員会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第1項の規定に基づき、武蔵野市いじめ防止関係者連絡会を設置します。
- 武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織および運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、教育委員会が学校でのいじめの防止に関する基本方針を定め、いじめ防止対策推進法第 14 条第1項の規定に基づき、学校でのいじめ防止やいじめ問題について協議するため、条例により設置が求められる武蔵野市いじめ防止関係者連絡会について規定します。
- 教育委員会や学校によるいじめの防止の取組や、子どもへのいじめが発生した場合、その内容について調査を行う方法については、「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」に示します。

26 武蔵野市いじめ問題調査委員会

(条例素案)

- 市長は、いじめ防止対策推進法第 30 条第1項の規定による報告を受けた場合に、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の重大事態の発生を防止するため必要があると認める場合は、同条第2項の附属機関として、武蔵野市いじめ問題調査委員会を設置します。
- 武蔵野市いじめ問題調査委員会の組織および運営に関する必要な事項は、市長が規則で定めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、市長がいじめ防止対策推進法第 30 条第1項の規定による報告を受けた場合に、その報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の重大事態の発生を防止するため必要があると認める場合は、第三者的な立場の調査委員会を設置することについて規定します。
- この項目の前提として、いじめ防止対策推進法第 28 条第1項に規定される重大事態または重大事態と同様な事態が発生した場合には、教育委員会は、事実関係などについて必要な調査を行います。また、いじめを受けた子どもやその保護者の意向を尊重したうえで、調査結果を公表する必要があります。
- 学校でいじめに関する重大事態が発生した場合、教育委員会は事実関係などについて必要な調査を行い、いじめを受けた子どもやその保護者の意向を尊重したうえで、調査結果を公表する必要があります。
- いじめに関する重大事態について、市長が第三者的な立場の調査委員会を設置する際は、その第三者性の確保が重要となります。たとえば、子どもの権利を守る専門機関である子どもの権利擁護委員が、調査委員会の人選について助言することも考えられます。第三者的な立場で子どもの権利擁護にあたる子どもの権利擁護委員が、どのように関与するかについては、今後検討し、市長が規則で定めます。
- いじめに関する調査については、いじめを受けた子どもやその保護者の意向を尊重することが重要です。

第7章 子どもの権利擁護のしくみ

27 子どもの権利擁護委員

(条例素案)

- 市は、この条例に定められた子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うため、子どもの権利擁護委員をおきます。
- 子どもの権利擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 子どもの権利擁護委員は、人格が高潔で、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。
- 子どもの権利擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。
- 子どもの権利擁護委員は、子どもの権利を守るため以下の職務を行います。
 - (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
 - (2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
 - (3) 子どもを権利侵害から救済するため、関係機関や当事者間の調整および要請を行うこと。
 - (4) 子どもの権利保障に関し、市に意見を述べること。
 - (5) 子どもの権利擁護に関し、普及啓発を行うこと。
- 市および育ち学ぶ施設は、子どもの権利擁護委員が行う調査および調整に対して協力しなければなりません。
- 市民およびその他の関係機関は、子どもの権利擁護委員が行う調査および調整に対して協力するよう努めます。
- 市は、子どもの権利擁護委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。
- 子どもの権利擁護委員は、年度ごとに、その活動の内容を市長に報告します。報告を受けた市長は、その内容を公表します。
- 子どもの権利擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの権利擁護委員について規定します。
- 子どもの権利が侵害された場合、直ちに救済されることが重要ですが、通常の生活の中で権利の侵害を止めることができないとき、第三者的な立場の機関が、子どもの権利を救済することが必要です。そのため機関として子どもの権利擁護委員を設置します。
- 子どもの権利擁護委員は、子どもの権利を守り、子どもの最善の利益を尊重することを基本とし、子どもへの相談支援を行います。また、立場や考え方の違う当事者や関係機関に対する調整活動を行い、権利を侵害されている子どもを救済します。
- 子どもの権利擁護委員がその機能を発揮するためには、子どもの権利擁護委員に必要な権限が与えられていることが重要です。そのため、市や育ち学ぶ施設は、子どもの権利擁護委員が実施する調査、調整活動に協力する必要があります。また、市民やその他の関係機関についても、調査、調整活動に協力するよう努める必要があります。

- 子どもへの権利侵害を防ぐためには、子どもや市民、関係機関に対する、子どもの権利に関する普及啓発が必要です。
- 上記のような子どもの権利の普及啓発は、権利の侵害を受けた子どもが助けを求めてよいことに気づき、子どもの権利擁護委員に救済を求めるようになることにもつながります。こうした普及啓発の役割を子どもの権利擁護委員が担います。
- 子どもの権利を守るためには、個別の事例について、救済措置を行うだけでなく、必要に応じて市に対して意見提言、提案することも必要です。
- 子どもの権利擁護委員はその性質上、第三者性を尊重されることが重要です。市は子どもの権利擁護委員の独立性について、十分尊重します。

28 相談・調査専門員

(条例素案)

- 市は、子どもの権利擁護委員を補佐するため、子どもの権利に係る相談・調査専門員(以下「相談・調査専門員」といいます。)をおきます。
- 相談・調査専門員は、子ども、市民、育ち学ぶ施設およびその他の関係機関からの相談に応じ、必要に応じてその内容を子どもの権利擁護委員に報告します。
- 相談・調査専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの権利擁護委員を補佐する相談・調査専門員について規定します。
- 子どもの権利擁護委員が十分効果を発揮するためには、子どもの権利擁護委員の職務遂行を補佐する、常設の相談・調査専門員の設置が必要です。
- 一次的に相談を受けるのは、相談・調査専門員の役割になります。相談・調査専門員は、必要に応じてその内容を子どもの権利擁護委員に報告し、対応を検討します。
- 子ども、市民、育ち学ぶ施設およびその他の関係機関は、子どもの権利に関することについて、誰でも、直接、相談・調査専門員に相談することができます。
- 子ども自身が、権利侵害について意識していることは必ずしも多くありません。そのため、少しでもつらい、苦しいなど、相談したいことがあれば、相談・調査専門員に直接相談できることを、子どもに十分啓発しておくことが必要です。

29 権利擁護に係る手続など

(条例素案)

○子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護の具体的な手続などについては、市長が規則で定めます。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護の具体的な手続などについて規定します。
- 子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護が、具体的にどのような手続などにより行われるかについては、市長が別途規則で定めます。

第 8 章 条例の推進体制

30 推進計画

(条例素案)

○市は、この条例に基づき、子どもに関わる施策を総合的に実施するための計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

○推進計画には、長期計画の子ども分野の実施計画である子どもプラン武蔵野を位置付けます。

《趣旨・説明》

○この項目では、条例に基づき、子どもに関わる施策を総合的に実施するための計画について規定します。

○市はこれまで、長期計画の子ども分野の実施計画として、子どもプラン武蔵野を策定してきました。この子どもプラン武蔵野を、条例に基づき、子どもに関わる施策を実施するための計画として位置付けます。

31 推進体制

(条例素案)

○市が、推進計画に基づき施策を実施する際に、必要な調整、目標設定などは、武蔵野市子ども施策推進本部が行います。

《趣旨・説明》

○この項目では、条例に基づき、子どもに関わる施策を実施する体制について規定します。

○条例に基づき、子どもに関わる施策を実施するために必要な調整、目標設定などは、既存の武蔵野市子ども施策推進本部が行うこととします。

32 評価、検証方法

(条例素案)

- 推進計画の実施結果の評価、検証は、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会が行います。この場合において、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会は、必要に応じて、子どもおよび子どもの権利擁護委員の意見を聴きます。
- 市は、前項の評価、検証の結果について公表するとともに、必要に応じて改善を行います。

《趣旨・説明》

- この項目では、子どもに関わる施策を着実に実施するために、推進計画の実施結果の評価、検証方法について規定します。
 - 評価、検証の実施主体は、既存の子どもプラン推進地域協議会とします。
 - 条例に基づく子ども施策の実施結果の評価、検証においては、条例上の計画、施策やしぐみが実質的に子どもや子どもの現場に届いているのかを確かめることが重要です。
 - 子どもプラン推進地域協議会で評価、検証を行う際は、必要に応じて、子どもや子どもの権利擁護委員の意見を聴くものとします。
- ※条例の推進体制については、次ページ参照

参考:条例の推進体制について

1 子どもの権利条例（仮称）と計画の関係について

条例：子どもの権利に関する市の基本的な考え方を示すもの

計画：条例の考え方を実現するための、計画期間における具体的な施策を示すもの

※具体的な施策・事業は、原則として条例ではなく計画に記載する。

2 条例の推進体制に関する条例上の記載項目についての考え方

(1) 計画の策定方法について

- ・既存の「子どもプラン武蔵野」を条例の推進計画とする。
- ・既存の「子ども施策推進本部」（市長を本部長とする庁内組織）のもとプランを策定する。
（子どもプランの策定方法については「第五次子どもプラン武蔵野」P3 参照）
※「第六次子どもプラン武蔵野（令和7～11年度）」から条例の内容を反映する。具体的な内容は条例制定後「第六次子どもプラン武蔵野」の策定時（令和5～6年度）に検討する。
※第六期長期計画・調整計画（令和6年度～）など、その他の市の計画についても条例の内容をふまえて策定する。

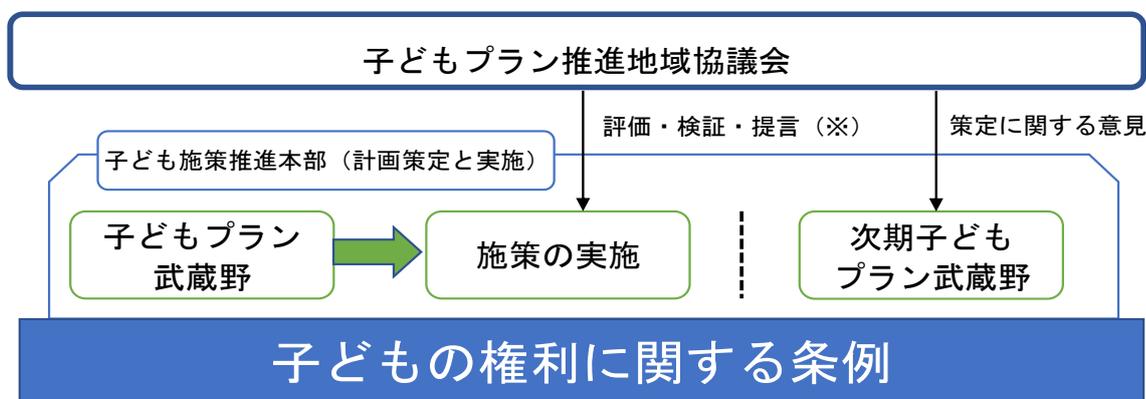
(2) 計画の推進方法について

- ・「子ども施策推進本部」のもと市の各担当部署が推進する。

(3) 計画実施結果の評価・検証方法について

- ・既存の子どもプラン推進地域協議会（市子ども・子育て会議）にて実施する。
（子どもプランの評価・検証方法については「第五次子どもプラン武蔵野」P5 参照）
※条例制定後の具体的な評価・検証方法については「第六次子どもプラン武蔵野」を策定する際（令和5～6年度）に検討する。

【推進体制のイメージ図】



（※）評価・検証・提言については、子どもプラン推進地域協議会のほか、必要に応じて子どもや子どもの権利擁護委員も行う。

付則

(条例素案)

○この条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、第7章の規定は、規則で定める日から施行します。

Ⅲ 参考資料

参考資料 1 子どもの権利に関する総合条例一覧(子どもの権利条約総合研究所作成)

(2022年4月現在 61自治体)

制定自治体	公布日	施行日	名称
神奈川県川崎市	2000年12月21日	2001年4月1日	川崎市子どもの権利に関する条例
北海道奈井江町	2002年3月26日	2002年4月1日	子どもの権利に関する条例
岐阜県多治見市	2003年9月25日	2004年1月1日	多治見市子どもの権利に関する条例
東京都目黒区	2005年12月1日	2005年12月1日	目黒区子ども条例
北海道芽室町	2006年3月6日	2006年4月1日	芽室町子どもの権利に関する条例
三重県名張市	2006年3月16日	2007年1月1日	名張市子ども条例
富山県魚津市	2006年3月20日	2006年4月1日	魚津市子どもの権利条例
岐阜県岐阜市	2006年3月27日	2006年4月1日	岐阜市子どもの権利に関する条例
東京都豊島区	2006年3月29日	2006年4月1日	豊島区子どもの権利に関する条例
福岡県志免町	2006年12月20日	2007年4月1日	志免町子どもの権利条例
石川県白山市	2006年12月21日	2007年4月1日	白山市子どもの権利に関する条例
富山県射水市	2007年6月20日	2007年6月20日	射水市子ども条例
愛知県豊田市	2007年10月9日	2007年10月9日	豊田市子ども条例
愛知県名古屋市長	2008年3月27日	2008年4月1日	なごや子ども条例
	2020年3月27日改正	2020年4月1日	なごや子どもの権利条例
新潟県上越市	2008年3月28日	2008年4月1日	上越市子どもの権利に関する条例
北海道札幌市	2008年11月7日	2009年4月1日	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例
福岡県筑前町	2008年12月15日	2009年4月1日	筑前町子どもの権利に関する条例
愛知県岩倉市	2008年12月18日	2009年1月1日	岩倉市子ども条例
東京都小金井市	2009年3月12日	2009年3月12日	小金井市子どもの権利に関する条例
岩手県遠野市	2009年3月23日	2009年4月1日	遠野市わらすっこ条例
宮城県石巻市	2009年3月26日	2009年4月1日	石巻市子どもの権利に関する条例
愛知県日進市	2009年9月29日	2010年4月1日	日進市未来をつくる子ども条例
福岡県筑紫野市	2010年3月30日	2011年4月1日	筑紫野市子ども条例
北海道幕別町	2010年4月1日	2010年7月1日	幕別町子どもの権利に関する条例
愛知県幸田町	2010年12月22日	2011年4月1日	幸田町子どもの権利に関する条例
石川県内灘町	2011年12月26日	2012年1月1日	内灘町子どもの権利条例

岩手県奥州市	2012年1月6日	2012年4月1日	奥州市子どもの権利に関する条例
福岡県宗像市	2012年3月31日 2022年3月30日改正	2012年4月1日 2022年4月1日	宗像市子ども基本条例
北海道北広島市	2012年6月28日	2012年12月1日	北広島市子どもの権利条例
愛知県知立市	2012年9月28日	2012年10月1日	知立市子ども条例
大阪府泉南市	2012年10月1日	2012年10月1日	泉南市子どもの権利に関する条例
東京都世田谷区	2001年12月10日 2012年12月6日改正	2002年4月1日 2013年4月1日	世田谷区子ども条例
青森県青森市	2012年12月25日	2012年12月25日	青森市子どもの権利条例
北海道士別市	2013年2月22日	2013年4月1日	士別市子どもの権利に関する条例
栃木県日光市	2013年3月6日	2013年4月1日	日光市子どもの権利に関する条例
長野県松本市	2013年3月15日	2013年4月1日	松本市子どもの権利に関する条例
栃木県市貝町	2013年12月26日	2014年4月1日	市貝町こども権利条例
愛知県知多市	2014年3月26日	2014年4月1日	知多市子ども条例
栃木県那須塩原市	2014年3月26日	2014年4月1日	那須塩原市子どもの権利条例
愛知県東郷町	2014年4月30日	2014年7月1日	東郷町子ども条例
長野県	2014年7月10日	2014年7月10日	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例
奈良県奈良市	2014年12月25日	2015年4月1日	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
神奈川県相模原市	2015年3月20日	2015年4月1日	相模原市子どもの権利条例
三重県東員町	2015年6月19日	2015年6月19日	みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例
愛知県津島市	2016年3月30日	2016年4月1日	津島市子ども条例
福岡県川崎町	2017年12月14日	2018年4月1日	川崎町子どもの権利条例
東京都西東京市	2018年9月19日	2018年10月1日	西東京市子ども条例
京都府亀岡市	2018年12月15日	2019年4月1日	亀岡市子どもの権利条例
山梨県甲府市	2020年3月30日	2020年3月30日	甲府市子ども未来応援条例
兵庫県尼崎市	2009年12月18日 2021年3月8日改正	2009年12月18日 2021年4月1日	尼崎市子どもの育ち支援条例
福岡県那珂川市	2021年3月3日	2021年4月1日	那珂川市子どもの権利条例
東京都江戸川区	2021年6月30日	2021年7月1日	江戸川区子どもの権利条例
岐阜県笠松町	2021年12月22日	2022年3月1日	笠松町子どもの権利に関する条例
新潟県新潟市	2021年12月27日	2022年4月1日	新潟市子ども条例
福岡県田川市	2022年3月24日	2022年4月1日	田川市子どもの権利条例
東京都中野区	2022年3月28日	2022年4月1日	中野区子どもの権利に関する条例
山梨県	2022年3月29日	2022年3月29日	やまなし子ども条例
神奈川県横須賀市	2022年3月29日	2022年7月1日	横須賀市子どもの権利を守る条例
大阪府熊取町	2022年3月30日	2022年4月1日	熊取町子どもの権利に関する条例
埼玉県北本市	2022年3月31日	2022年10月1日	北本市子どもの権利に関する条例
静岡県富士市	2022年4月1日	2022年4月1日	富士市子どもの権利条例

参考資料 2 Teens ムサカツ 2022 春(令和4年3月 29 日)での子どもの言葉

「様々な人との関わりの中で、私たちらしい毎日を送るために大切なこと」※当日は6つのグループごとにメンバーの意見をまとめました。

その1～その〇	(生きる権利)(育つ権利)(守られる権利)(参加する権利)は、「子どもの権利条約」で定められている子どもにとって大切な4つの原則の権利です。
グループで出た意見など	グループの言葉がこの4つの権利の考え方に近いときは、言葉の右横に書いています。

●1グループ

その1 私たちは幸せを感じることができる(生きる権利)
その2 私たちはそれぞれの個性を尊重し、多様な生活を送ることができる(育つ権利)
その3 私たちは戦いに参加せず、平和な生活を送ることができる(守られる権利)
その4 私たちはそれぞれの意見を共有し尊重しあうことができる(参加する権利)
【グループで出た意見など】 みんなで出した意見を、4つの権利に分類して考えました。育つ権利に「PC を多用した授業を受けられる」「好きな時に休むことができる」「個性を尊重することができる」の三つの意見が分類されるなど、まとめるのに苦労していた場面もありましたが、何を大切にしたいかみんなで考え発表に備えていました。

●2グループ

その1 子どもが自由に意思表示できる権利(参加する権利)
その2 子どもが信頼できる人に助けを求めることができる権利(守られる権利)
その3 私たちが自分を好きでいることができる権利(生きる権利)
その4 正しい教育を受け成長できる権利(育つ権利)
【グループで出た意見など】 メンバーの意見の中で、似たものをまとめてグループ化したところ 4 つに分けられました。4 つの意見を「生きる権利・参加する権利・守られる権利・育つ権利」に当てはまるか話し合った結果、各権利ごとに言葉を振り分けることにしました。「自分を好きでいれば何をしても自信が持てる」という子ども自身に視点を当てた意見や、「一人で抱え込まないで大人に助けを求めることは必要」など、自分以外の人とのつながりも意識した意見が出てきました。

●3グループ

その1 子どもは大人に守られる(守られる権利)
その2 子どもは自由に生きられる(生きる権利)
その3 子どもは学ぶことができる(育つ権利)
【グループで出た意見など】 この3つの言葉に至った背景は下記のとおりです。 【その1】大人と子どもは対等であり、子どもは大人に頭ごなしに意見を否定されずに自分の意見を尊重され、自由に意見を言うこと(時には大人に意見を言い返すこと)や相談できることが、わたしたちらしい毎日を送るためには必要だという話が出て、そのためには大人に守られることが必要という結論にいたりしました。 【その2】すべての人は戦わず、戦争にさらされずに誰もが自分らしく自由に生きることで毎日を楽しみ生きることができるという話から、子どもは自由に生きられるという結論にいたりしました。 【その3】学ばなければ知識がつかず、正しい判断ができないことから良いように使われてしまうのではないか(実行委員の情報提供タイムを踏まえて)という意見から学ぶことが大事という結論にいたりしました。

●4グループ

その1 子どもが知りたいことを学べる

その2 子どもは自身を尊重される

【グループで出た意見など】

グループで出た意見は大きく4つの分類(参加する権利、生きる権利、知る権利、個人の尊重)に分けられました。特に知る権利(政治や性教育など、子どもにあまり教えてもらえないことも教えてほしい)や個人の尊重(自分の触れてほしくない部分について、大人に干渉されたくない。自分の趣味などを否定されたくない。親しい人に否定されるととても傷つく。障害者もみんなと同じように生活できるようにしてほしい)という2つの視点をグループの2か条としました。

●5グループ

その1 子どもたちは安心して、健康に、充実した学校生活を送ることができる(育つ権利)

その2 まちが子どもが安らげる場所をつくる(守られる権利)

その3 私たちは大人に意見を言ったり、相談したりできる(参加する権利)

その4 私たちは夢について、自由に考え決めることができる(参加する権利)

その5 私たちは助け合っている

【グループで出た意見など】

グループの言葉を決めるうえで、下記のような大切にしたいキーワードが出てきました。

- ・いじめを見過ごさない体制を作る。
- ・子どものときから良い経験を積む。
- ・安らげる場所が欲しい。
- ・子どもの意見を尊重する。夢について、自由に決めることができる。
- ・仲間と協力しあう。

●6グループ

その1 私たちは教育を受け、地域に居場所を持つことができる(育つ権利)

その2 互いに尊重し、安心、安全、健康に生きることができる(生きる権利)

その3 わたしたちは保護され、生きる上で必要なものを求めることができる(守られる権利)

その4 わたしたちは話し合っって自由に意見を表明することができる(参加する権利)

【グループで出た意見など】

【その1】学校や家庭以外に、大人や子ども同士で関わることのできる場所があると良い。

【その2】身体の安全、健康は前提として大事だが、「心の健康」は「わたしたちらしい毎日」のために何よりも大事だ

【その3】子どもは社会的に弱い立場であるから、大人に助けを求めることができる環境が必要。さらに、子どもが自分にとってより良い「守られ方」を自分で選択したい。また、保護者がわが子のより良い関わり方を学ぶ機会を作してほしい、という大人の視点に立った意見もあがった。

【その4】意見表明をするだけでは不十分であって、意見表明の方法を学ぶことやみんなで話し合ったりすることで、考えをブラッシュアップすることができる、その意見を大人が真剣に受け止めてほしい、という子どもの意見が反映されるまでの包括的な視点を大事にしたいという思いが込められている。

参考資料 3 子どもの権利に関する市立学校アンケート結果

1 アンケート概要

アンケートの目的：市立学校の児童生徒に子どもの権利に関するアンケートを実施することを通じて、子どもの権利に関する啓発を行うとともに、市の子どもの権利に関する条例検討委員会における検討の参考とすること。

対 象 者：市立学校（小4～中3）全児童生徒

実 施 期 間：令和3年8月31日から令和3年9月10日まで

実 施 方 法：児童生徒に配付されているタブレット端末により無記名回答

調 査 者 数：4,928 件

回 答 総 数：3,743 件

回 答 率：76.0%

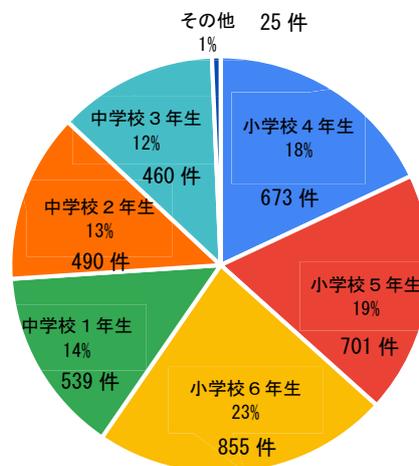
2 アンケート結果（※一部抜粋）

1. あなたの学年を教えてください。

〔アンケート回答総数と回答率〕

学年	回答総数 (件)	調査者数 (件)	回答率
小学校4年生	673	1,027	65.5%
小学校5年生	701	980	71.5%
小学校6年生	855	976	87.6%
中学校1年生	539	638	84.5%
中学校2年生	490	684	71.6%
中学校3年生	460	623	73.8%
その他	25	—	—
合計	3,743	4,928	76.0%

〔回答者の学年構成〕



2. 「子どもの権利」とは、子どものみなさんが安心して生活できること、自信をもって生きていくこと、自由に意見を言ったり活動したりすることができることなど、自分らしく元気に生きる上で大切なものです。あなたは、こうした「子どもの権利」について、知っていますか？

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計	割合
まったく知らない	305	245	207	174	197	153	6	1,287	34.4%
言葉だけは知っている	220	310	304	223	198	197	9	1,461	39.0%
知っている	142	138	329	132	83	95	4	923	24.7%
その他	6	8	15	10	12	15	6	72	1.9%
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743	100.0%

3. あなたは、「子どもの権利」について興味がありますか？

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計	割合
今は特に興味はない	373	416	482	318	316	289	13	2,207	59.0%
興味がある	289	274	360	208	164	160	6	1,461	39.0%
その他	11	11	13	13	10	11	6	75	2.0%
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743	100.0%

4. 子どもの権利には、次のようなものがあります。あなた自身が特に大切だと思う子どもの権利を選択肢の中から選んでください。(いくつでも可)

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
差別されないこと	480	535	728	417	370	379	20	2,929
悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと	512	531	651	363	319	336	18	2,730
子どもにとって一番よいことは何かを考えてくれること	290	272	403	258	216	251	16	1,706
安心して生きること	520	543	698	413	377	373	19	2,943
自分が学びたい通り学んで、成長すること	368	394	532	319	283	312	17	2,225
自分の意見を自由に言えること	362	438	612	389	331	356	18	2,506
子ども同士で集まったり、いっしょに何かをするためのグループを作ったりすること	290	252	379	199	190	239	14	1,563
親からたたかれたり、ひどい目にあわされたりしないこと	420	460	631	368	340	342	20	2,581
病院に行ったり、健康を守ってもらえたりすること	408	439	638	376	337	345	17	2,560
生活のためのお金が足りないときに、国から助けてもらうこと	320	330	472	277	258	298	14	1,969

愛されて幸せな生活を送ること	425	427	576	353	305	325	17	2,428
心や体が十分に成長する教育を受けること	400	430	574	353	309	331	18	2,415
休んだり遊んだりすること	451	448	600	365	321	344	17	2,546
スポーツや芸術を楽しむ活動に参加すること	340	331	439	268	246	275	17	1,916
戦争に巻き込まれないで平和に生活すること	488	516	698	416	354	364	19	2,855
合計	6,074	6,346	8,631	5,134	4,556	4,870	261	35,872

5. あなた自身やあなたの周りで、守られていないことがあると思う子どもの権利を選んでください。(いくつでも可)

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
差別されないこと	178	186	275	154	143	117	12	1,065
悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと	284	316	409	252	224	213	15	1,713
子どもにとって一番よいことは何かを考えてくれること	99	97	157	120	106	111	6	696
安心して生きること	122	121	139	86	87	88	10	653
自分が学びたい通り学んで、成長すること	112	117	128	93	92	97	9	648
自分の意見を自由に言えること	155	173	209	134	137	148	11	967
子ども同士で集まったり、いっしょに何かをするためのグループを作ったりすること	111	106	99	66	70	69	11	532
親からたたかれたり、ひどい目にあわされたりしないこと	130	106	163	91	85	99	8	682
病院に行ったり、健康を守ってもらえたりすること	87	76	84	46	42	55	9	399
生活のためのお金が足りないときに、国から助けてもらうこと	80	79	118	72	68	61	10	488
愛されて幸せな生活を送ること	90	82	98	77	71	86	6	510
心や体が十分に成長する教育を受けること	82	81	108	72	56	77	6	482
休んだり遊んだりすること	101	100	124	82	75	90	7	579
スポーツや芸術を楽しむ活動に参加すること	87	88	91	46	43	59	6	420
戦争に巻き込まれないで平和に生活すること	95	86	111	63	51	56	6	468
合計	1,813	1,814	2,313	1,454	1,350	1,426	132	10,302

6-1. もともと、大人がやると考えられているような家事(例：食事の用意、洗たく、そうじ)や家族の世話(例：病院へのつきそい、衣服の脱ぎ着の世話)などを、大人の代わりにいつも行っている子どものことを「ヤングケアラー」と言われています。家族の中に、あなたがお世話している人はいますか？

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
いる	115	105	77	46	46	50	2	441
いない	530	559	750	476	431	404	19	3,169
その他	28	37	28	17	13	6	4	133
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743

6-2. 「いる」と回答した人に聞きます。あなたは、だれのお世話をしていますか？(あてはまるものすべて選んでください。)

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
母親	45	34	30	24	18	23	3	177
父親	25	23	16	14	12	14	2	106
祖母	17	19	10	5	2	9	2	64
祖父	14	10	4	4	0	4	2	38
姉	11	7	4	2	2	3	2	31
兄	8	13	6	2	3	7	2	41
妹	45	33	26	12	11	13	3	143
弟	35	40	27	13	17	11	2	145
その他	15	10	12	3	4	8	1	53
合計	215	189	135	79	69	92	19	798

6-3. 「いる」と回答した人に聞きます。あなたは、どんなことを行っていますか？(あてはまるものすべて選んでください。)

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
家の中の家事(食事の用意、後かたづけ、洗たく、そうじなど)をしている。	58	59	47	40	33	38	2	277
家庭の管理(買い物、家の修理をする、重いものを運ぶなど)をしている。	29	31	23	13	14	17	2	129
お金の管理(支払いの書類を処理する、銀行でお金を出し入れするなど)をしている。	5	5	0	1	0	2	2	15
言葉やコミュニケーションのサポート(家族のために通訳をする、書類や手紙などを説明して対応するなど)をしている。	8	7	6	6	3	7	2	39

病院に行くのにつきそう。	9	10	4	2	1	4	3	33
入院中や施設にいる家族に会いに行く。	7	4	4	1	1	4	2	23
医療的ケア（管で栄養を入れる管理、たんの吸引など）をしている。	2	2	0	1	1	1	2	9
身の回りのケア（衣服の脱ぎ着の世話、入浴やトイレの世話、移動の世話など）をしている。	15	20	12	6	5	11	4	73
気持ちのケア（その人のそばにいる、元気づける、話しかける、見守る、その人を散歩に連れていくなど）をしている。	30	27	16	14	9	13	2	111
きょうだいのケア（自分一人で、あるいは親と一緒に、きょうだいの世話をする）をしている。	68	61	42	24	17	22	3	237
その他	17	13	3	4	3	4	1	45
合計	248	239	157	112	87	123	25	991

6-4. 「いる」と回答した人に聞きます。家族のお世話をしているために、自分の生活にどんなえいきょうが出ていると思いますか。（あてはまるものすべて選んでください。）

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
学校を休みがちになっている	2	2	1	1	1	2	2	11
学校への遅刻が多い	9	8	3	2	1	1	2	26
部活動ができない	2	2	0	0	1	2	2	9
勉強の時間が充分に取れない	11	7	8	5	6	7	3	47
授業に集中できない	9	11	3	1	3	4	2	33
成績が落ちた	10	3	2	2	2	4	2	25
友達と遊ぶことができない	13	6	5	2	4	8	3	41
まわりの人と会話や話題が合わない	6	3	0	2	2	1	2	16
ケアについて話せる人がいなくて、孤独(こどく)を感じる	2	3	0	3	1	3	2	14
ストレスを感じている	24	17	11	12	7	11	3	85
睡眠不足	16	17	10	9	8	8	3	71
しっかり食べていない	3	4	3	1	1	3	2	17
自分の時間が取れない	17	14	6	7	6	6	2	58
進路についてしっかり考える余裕がない	4	6	0	2	1	6	2	21
受験の準備ができていない	3	5	2	1	1	6	2	20
特にえいきょうはない	67	71	56	30	30	32	4	290
合計	198	179	110	80	75	104	38	784

7. あなたは、自分のことが好きですか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
そう思う	223	205	188	102	83	111	3	915
まあそう思う	253	266	326	217	200	153	8	1,423
あまりそう思わない	114	138	221	136	131	105	3	848
そう思わない	63	73	94	69	68	74	7	448
その他	5	5	7	3	3	6	2	31
無回答	14	14	14	14	14	14	14	98
合計	672	701	850	541	499	463	37	3,763

8. 自分には長所、良いところがあると思いますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
そう思う	270	277	295	166	124	159	8	1,299
まあそう思う	260	264	331	222	214	165	5	1,461
あまりそう思わない	87	102	151	91	98	74	5	608
そう思わない	45	45	61	45	43	51	4	294
その他	2	3	5	6	4	9	2	31
無回答	9	10	12	9	7	2	1	50
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743

9. 自分の親など周りの人から大切にされていると思いますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
そう思う	454	463	492	276	267	260	7	2,219
まあそう思う	164	196	284	218	181	149	12	1,204
あまりそう思わない	26	22	50	28	24	27	1	178
そう思わない	15	8	11	7	8	15	2	66
その他	5	3	9	4	3	6	2	32
無回答	9	9	9	6	7	3	1	44
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743

10. 自分の考えを相手にはっきり伝えることができますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
そう思う	142	179	209	149	116	135	6	936
まあそう思う	301	288	350	204	181	177	8	1,509
あまりそう思わない	164	167	206	125	140	87	6	895
そう思わない	51	51	75	50	37	49	1	314
その他	10	3	7	5	7	9	2	43
無回答	5	13	8	6	9	3	2	46
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743

11. 生きていることがめんどうだと感じたことがありますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
そう思う	66	66	114	84	74	84	7	495
まあそう思う	77	121	161	122	128	107	1	717
あまりそう思わない	149	186	252	154	150	123	6	1,020
そう思わない	364	310	313	169	125	136	4	1,421
その他	7	9	7	4	8	8	4	47
無回答	9	9	8	6	5	1	3	41
合計	672	701	855	539	490	459	25	3,741

12. 今、やってみたいことがありますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
ある	396	427	505	315	266	277	15	2,201
どちらかというところ	156	140	193	126	113	96	1	825
あまりない	85	90	100	53	75	48	1	452
ない	27	33	42	29	25	29	2	187
その他	2	1	7	5	5	7	3	30
無回答	7	10	8	11	6	3	3	48
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743

13. 将来、やってみたいことがありますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
ある	485	492	530	302	254	257	12	2,332
どちらかというところ	94	114	172	121	114	104	4	723

あまりない	55	56	87	69	74	65	3	409
ない	23	31	48	37	39	30	1	209
その他	4	2	11	3	4	2	3	29
無回答	12	6	6	7	5	2	2	40
合計	673	701	854	539	490	460	25	3,742

14. あなたは、自分らしく生きていますか？自分にあてはまると思うものを1つ選んでください。

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
そう思う	316	311	311	181	136	170	7	1,432
まあそう思う	256	270	391	247	250	199	8	1,621
あまりそう思わない	67	85	105	74	68	59	4	462
そう思わない	23	22	38	27	25	22	1	158
その他	5	3	4	2	5	6	3	28
無回答	6	10	6	8	6	4	2	42
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743

15. いま、自分について悩んでいることはどんなことですか？(いくつでも可)

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
自分の将来のこと	203	235	281	208	252	261	14	1,454
自分の性格のこと	156	169	214	133	135	134	8	949
自分の身体（健康）のこと	98	129	143	71	71	100	7	619
自分の顔立ちやスタイルのこと	105	103	166	105	122	124	10	735
自分の家族のこと	61	60	82	52	47	49	5	356
自分の友達のこと	69	89	138	68	67	61	7	499
自分の進路のこと	85	153	232	170	259	278	11	1,188
自分の成績や勉強のこと	230	294	418	309	326	328	15	1,920
ない	32	24	23	6	1	5	0	91
その他	192	155	203	118	68	64	6	806
合計	1,231	1,411	1,900	1,240	1,348	1,404	83	8,617

16. 今、困っていること、つらいと感じていることはありますか？(いくつでも可)

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
学校のこと	46	54	83	65	69	68	7	392
学校の先生のこと	11	11	26	7	12	22	3	92
学校の友だちのこと	68	65	86	33	34	32	4	322
いじめのこと	41	24	22	5	11	6	2	111
暴力(虐待など)のこと	23	17	13	8	6	3	2	72
お金のこと	20	32	44	28	26	32	8	190
インターネット、メール、SNS (LINE やツイッターなど)の こと	7	8	25	16	17	20	3	96
家族のこと	39	34	71	36	27	28	4	239
ない	67	54	44	23	11	17	1	217
その他	43	66	83	41	34	55	2	324
合計	365	365	497	262	247	283	36	2,055

17-1. 悩んでいること、困っていることを相談できる人はいますか？

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
いる	392	455	503	301	263	250	11	2,175
少しいる	144	116	198	136	128	97	5	824
あまりいない	45	54	75	43	38	52	1	308
いない	54	41	43	33	30	43	3	247
その他	10	5	8	10	8	5	2	48
無回答	28	30	28	16	23	13	3	141
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743

17-2. 相談できる人が「いる」と回答した人にお聞きします。それは、だれですか？(いくつでも可)

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
母親	436	469	495	272	272	228	11	2,183
父親	277	267	325	197	190	187	12	1,455
きょうだい	156	140	186	93	83	104	7	769
祖父母・親戚(しんせき)	149	124	165	86	76	76	2	678
友達	322	313	471	294	257	219	10	1,886
先輩や後輩	65	49	56	40	32	28	0	270
学校の先生	168	168	206	122	115	105	5	889

スクールカウンセラーなどの相談員	101	117	156	82	80	64	5	605
スクールソーシャルワーカー	13	17	22	15	9	8	1	85
地域のクラブの先生など親しい人	32	30	38	22	20	16	1	159
インターネットやメール上の知り合い	30	18	21	27	11	18	0	125
無回答	160	147	198	137	120	133	8	903
その他	15	19	7	17	7	11	0	76
合計	1,924	1,878	2,346	1,404	1,272	1,197	62	10,083

18. もし相談するとしたら、どんな人なら相談できますか？（いくつでも可）

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計
名前を名乗らなくてもいい人	165	202	231	138	119	134	9	998
秘密を守ってくれる人	459	526	618	369	346	318	18	2,654
自分の話をちゃんと聞いてくれる人	506	559	654	399	349	322	15	2,804
指導や説教をしない人	168	211	260	177	165	151	10	1,142
一緒に考え、悩んでくれる人	448	488	559	322	282	262	15	2,376
無回答	37	32	31	30	24	29	5	188
その他	37	25	56	11	22	38	1	190
合計	1,820	2,043	2,409	1,446	1,307	1,254	73	10,352

アンケートのより詳細な結果については、市ホームページで公開しています。下記二次元コードからご覧ください。



参考資料 4 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する子どもアンケート集計結果及びパブリックコメント意見要旨

1. アンケート結果

1 あなたについて教えてください

(1) あなたの学年(がくねん)を教えてください

	件数	割合
①未就学児(小学校入学前の子ども)	3	0.3%
②小学校1年生	3	0.3%
③小学校2年生	2	0.2%
④小学校3年生	0	0.0%
⑤小学校4年生	111	11.1%
⑥小学校5年生	162	16.3%
⑦小学校6年生	390	39.2%
⑧中学校1年生	156	15.7%
⑨中学校2年生	134	13.5%
⑩中学校3年生	1	0.1%
⑪高校生世代	18	1.8%
⑫その他	16	1.6%
合計	996	100.0%

(2) 住(す)んでいるところを教えてください

	件数	割合
①武蔵野市(むさしのし)	977	98.1%
②武蔵野市以外(むさしのしいがい)	19	1.9%
合計	996	100.0%

(3) 下のなかであてまるものを選(えら)んでください

	件数	割合
①武蔵野市内(むさしのしない)の学校や会社に通っている	952	95.6%
②武蔵野市以外(むさしのしいがい)のところにある学校や会社に通っている	41	4.1%
その他	3	0.3%
合計	996	100.0%

2 あなたは、「子どもの権利(けんり)」について知っていましたか？

(参考)令和3年9月市立学校アンケート

	件数	割合	割合	前回比
①よく知っていた	262	26.3%	24.7%	1.6%
②ことばだけは知っていた	495	49.7%	39.0%	10.7%
③まったく知らなかった	239	24.0%	34.4%	-10.4%
その他	-	-	1.9%	-1.9%
合計	996	100.0%	100.0%	

3 武蔵野市(むさしのし)が子どもの権利(けんり)についての条例(じょうれい)(ルール)をつくることについてどう思いますか？

	件数	割合
①よいことだと思う	812	81.5%
②どちらともいえない	117	11.7%
③よくないことだと思う	15	1.5%
④わからない	52	5.2%
合計	996	100.0%

4 「こどものけんりってなあに？」を見て、特(とく)に大事だと思うことや興味(きょうみ)のあることを教えてください(3つまで)

	件数	順位
①前文(ぜんぶん)【条例(じょうれい)で大事にしたいこと】	161	
②子どもの居場所(いばしょ)	374	3
③子どもが意見(いけん)を表(あらわ)したり参加(さんか)すること	262	4
④子どもの安心(あんしん)・安全(あんぜん)	486	1
⑤子どもの権利(けんり)を知(し)ること	134	
⑥いじめを止(と)めること	431	2
⑦子どもの相談(そうだん)	193	
⑧すべての子どもへの支援(しえん)	219	5
⑨おとなになるための支援(しえん)	118	
⑩子どもの権利(けんり)を守(まも)るための大人の役割(やくわり)	136	
⑪条例(じょうれい)の考(かんが)えを実現(じつげん)するための取(と)り組(く)み	160	
合計	2,674	

2. パブリックコメント(子ども)での自由意見

「こどものけんりってなあに？」第1号を見て寄せられた、子どもからの自由意見 881 件の内訳は下記のとおり。

	ページ	①未就学児	②小学校1年生	③小学校2年生	④小学校3年生	⑤小学校4年生	⑥小学校5年生	⑦小学校6年生	⑧中学校1年生	⑨中学校2年生	⑩中学校3年生	⑪高校生世代	⑫その他	合計
良いと思う	2	0	0	0	0	4	28	49	28	19	0	4	0	132
特になし		0	0	0	0	1	8	8	5	5	0	0	0	27
前文	3	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	1	1	10
子どもにとって大切な子どもの権利	3	0	0	0	0	0	2	8	2	19	0	4	0	35
子どもの居場所	4	1	1	0	0	15	10	52	10	3	0	0	0	92
子どもが意見を表したり参加すること	5	0	1	0	0	2	11	46	15	7	0	2	0	84
子どもの安心・安全	7	0	0	1	0	3	10	30	12	4	0	0	0	60
子どもの権利を知ること	8	0	0	0	0	5	6	19	6	8	0	4	0	48
いじめを止めること	8	0	0	0	0	5	19	37	10	3	0	3	0	77
子どもの相談	9	0	0	0	0	2	15	28	10	2	0	0	1	58
すべての子どもへの支援	11	0	0	0	0	0	0	6	2	1	0	0	0	9
おとなになるための支援	11	0	0	0	0	0	2	3	2	1	0	1	0	9
条例の考えを実現するための取り組み	12	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	6
大人の役割	12	0	0	0	0	1	6	7	1	1	0	0	0	16
その他	13	2	0	1	0	20	25	89	40	22	0	5	14	218
合計		3	2	2	0	59	145	392	143	95	0	24	16	881

自由意見回答者数	3	2	2	0	57	116	270	99	74	0	12	14	649
アンケート回答者数	3	3	2	0	111	162	390	156	134	1	18	16	996
	100%	67%	100%	0%	51%	72%	69%	63%	55%	0%	67%	88%	65%

意見要旨

1. 良いと思うなど

子どもの権利についてあまり知らなかったが大切だと感じたという声や自分たちの権利を守ってもらえるのが嬉しい、安心するという声が多く寄せられました。

【良いと思う・大事だと思う】

- ・そこまで権利についてよく考えてはいなかったけどこれを見て権利が大切だということがあらためてわかった。
- ・初めて知って子どもの権利条約は、子どもがどれだけ大切なものなのかを教えてくれる。みんなに子どもの権利条約が伝わってほしい。
- ・もし子どもの権利がなかったら、楽しく生きられている子が、今より少なくなっているかもしれないから、子どもの権利は、重要だと思う。
- ・ここでしっかり子どもの権利条約を定めておかなければ武蔵野市は雰囲気が悪い街になってしまう
- ・子どもの権利があることは知っていたけど、条約や条例の内容は詳しくは知らなかった。色々な視点から作られていて僕達の生活にも深く関わっていた事を初めて知った。
- ・今まで自分は関係あることなのだろうか？と思っていたが、手紙を見て武蔵野市のこどもたち全員が必要だし、重要なことだと思った。
- ・子どもにとって大切な権利がとつても納得できる内容でとつても安心していいと思う。この内容は全部子どもから思いや願いを聞いたものでとてもいいなとも思った。
- ・私達が大人になったときにこのような取り組みを受け継いでいきたいと思った。
- ・子どもの権利についてわからなかったけどこどものけんりってなあに？を見て条例を作って欲しい。

【嬉しい、安心する】

- ・自分たちの権利を守ってもらえる条例ができると知って安心した。
- ・私達子どもに対する権利を考えてくれるのはとても嬉しいと思った。
- ・子どもの権利などは子どもの意見などを取り入れて作ってくださるのは嬉しい。
- ・条例を作るのに私達子どもに意見を聞いてくれるのは、とても嬉しい。
- ・このような「子どもの権利」があれば、どんな人も安心して、快適に過ごせると思った。
- ・自分たちの暮らしが、楽になっていくように感じてとても嬉しい。

【願い】

- ・条例の考えが実現してほしい。
- ・子どもすべてがやさしい心をもつようにしてほしい。
- ・誰もが安心して未来を目指せるように一人ひとりの個性を尊重できる社会になったら良いと思う。
- ・大人には子どもを守る義務があり、子どもは守られるために自分ができることや自分で考え行動することが大切であり、子どもは必ずルールを守らなければいけないと思う。
- ・武蔵野市が子どもにやさしいまちになることを願っている。
- ・自由に楽しく幸せに、が大事だと思う。

- ・子どもの状態に合わせて色々な権利を達成できたら良い。一気にすべての権利を行おうとしないで、一つ一つ関連づけていけたらいい。
- ・十分な子どもへの対策がされることを願っている。
- ・「子どもにとって大切な子どもの権利」に書かれているような権利は当たり前のように実は守られていなかったり、それについて苦しんでいる人は年齢を問わずたくさんいると思うので、早く条例が明確に確立して、すべての子どもがのびのびと暮らせる武蔵野市になって欲しい。
- ・虐待や虐待死のニュースを見て親の勝手さや、世間の冷たさにショックを覚える。条例を通して子どもの権利が広く認知されて、嫌なニュースが無くなって欲しい。

2. 前文

「子どもの権利を守ること」「子どもにやさしいまちを目指すこと」など、とくに小学校6年生から意見がありました。

《主な意見》

- ・自分たちの権利を守ってもらえる条例ができると知って安心した。
- ・子どもの権利を守ることは、重要だと考える。
- ・条例を通して子どもの権利が広く認知されて、虐待などの嫌なニュースが無くなってほしい。
- ・子ども一人一人が個人として尊重されることはとても大事だと思った。大人も積極的に取り組んでほしい。
- ・子ども一人ひとりが人間として大切にされることはいいと思った。大切にされないと将来が大変なことになる。
- ・武蔵野市が子どもにやさしいまちになることを願っている。
- ・どうやってやさしいまちにしていくのか具体的に説明してほしい。
- ・前文に幼稚園生もわかるような説明を入れたほうがよい。

3. 子どもにとって大切な子どもの権利

中学2年生を中心に、休む権利や、意見を表し参加する権利、差別されない権利に対する意見が多く挙げられました。「子どもの権利を守ること」「子どもにやさしいまちを目指すこと」など、特に小学校6年生から意見がありました。

《主な意見》

【休む権利を大切にしてほしい】

- ・休むときに親の目があるからと言って言い出せない人もいると思うので、親に言わなくても休めるようにした方が良くと思う。
- ・辛いときは休んでもいいことを知るといのはとても大事だと思うし、余裕を埋めるようなしくみを作るのが大切だと思う。
- ・嫌なことがあったり、体調が悪いときなど、休みたいときに休める環境をつくるのが大切だと思う。
- ・条件は必要だが、疲れた時に一年間に3～5日ほど自由に休める制度が必要だと思う。
- ・体調が悪かったり、生理前や生理中で気分が悪く辛いとき部活や学校を休みたいと思う。しかし、「生理

がつらくて休みたい」と言ったら母親は「いいよ」と言ってくれるが、父親や教師、周りの友達などから否定的なことを言われ、結果的に休めなくなってしまった。そのようなことをなくすために、男性にも生理のつらさを理解してもらうこと、休むことへの理解を深めること、休みやすくするための環境を整備することがとても大切だと思う。

【意見を表し、参加する権利】

- ・いやなことは嫌と言える権利が大切だと思う。
- ・人と対等に話せる権利が大切だと思う。
- ・自由に意見を表すことはとても大事だと思う。これからの時代は大人だけでなく子どもの意見も積極的に取り入れていくべきだ。

【差別されない権利】

- ・差別されない権利はきちんと大切にしてほしい。
- ・LGBTQ+やセクシャルマイノリティを抱える子どもにとっても優しい条例を作してほしい。
- ・子どもだからって差別しないでほしい。

【その他、大切な子どもの権利に対する意見】

- ・「子どもにとって大切な子どもの権利」に書かれているような権利は当たり前のようで実は守られていなかったり、それについて苦しんでいる人は年齢を問わずたくさんいると思う。
- ・多くの中学校でブラック校則が多く、友達からも言われるので、安心して生きる権利や自分らしく育つ権利として変えてほしい。
- ・望まれない妊娠として中絶で生命を失う胎児の生きる権利も守る必要があると思う。
- ・疲れたとき、図書館に行ける権利が良い。
- ・学ぶ権利は既にあるが、親の貧富格差で大学進学できない家庭支援はどうするのか。私学の授業料免除まで貧しくない家庭で、実際には私立大学の学費を出せない家庭が多いそうだ。将来の借金になる奨学金(給付型は年収で対象外)があるが、学ぶ権利の前で、親の貧富の差で借金のある人と無い人が生じて良いのでしょうか。実際の生活実感からの活動をお願いしたい。
- ・条例案は本当に現状を変える事ができるのか。
- ・休むためのしくみが必要と書いてあるけど、どのようなしくみがあるのか、差別されない権利とあるが具体的な対策はあるのか。

4. 子どもの居場所

遊具やボールで遊べる公園や、遊んだり勉強したりできる施設(居場所)がほしいという意見が多くありました。また、とくに小学校高学年や中学生からは年代によって遊び方が違うため、専用の場所がほしいという意見もありました。子どもたちが自由に遊べる場所、安心して過ごせる場所を求める意見もありました。

《主な意見》

【公園】

- ・遊具がたくさんある公園をつくってほしい。

- ・安全に遊べるように公園を多くほしい。
- ・怪我をせず、のびのび遊べるように、小学生と中高生が遊ぶ公園を分けてほしい。
- ・大きい年の子ども、小さい年の子どもそれぞれが優先される曜日、時間、場所の制定を希望する。
- ・コロナ禍では大きいスポーツ用のグラウンドがないと練習も試合もできずつらかったので、市営グラウンドを作って欲しい。
- ・ボールが使える場所を増やしてほしい。

【あそび場・居場所】

- ・遊ぶ場所が少なくなっているので、遊び場を増やしてほしい。
- ・子どもたちだけで予約や登録などをしなくても勉強をしたり、教え合ったりできる施設がほしい。
- ・雨の日でも遊べる居場所がほしい。
- ・いじめられて苦しんでいる人が安心できる居場所がほしい。
- ・コミセンに小学校高学年や中学生が自由に出入りでき気軽に遊べる部屋や施設がほしい。
- ・小学校高学年から中学生は、遠くに行くこともできず、遊ぶところが少ないので、中学生が思いっきり遊べるような場所を作してほしい。
- ・子どもだからといって、大人よりもルールを厳しくしないでほしい。

【学校など】

- ・長期休業中に学校で友達とスポーツしたり勉強を教えてくれる場所がほしい。
- ・習い事をしたいが、お金がないので、部活を充実してほしい。
- ・自分らしく生きられるようにするのに、なんで学校ではやることが決まっているのか。
- ・学校など社会の場で居場所を作ることが大事だと思う。

【その他】

- ・子どもにとっては自分の居場所があるということが一番安心する。
- ・自分たちがゆったり落ち着いたり、のんびりと過ごせる場所が減っているので、みんなが楽しめる行事を増やしてほしい。

5. 子どもが意見を表したり参加すること

年代問わず、「大人と対等に、子どもの意見も聞いてほしい」という意見が多く寄せられました。そのほか、自分に関わることは自分で決めたいという意見や、学校内においても、子どもの意見を聞いてほしいという意見もありました。政治の授業を受けた小学六年生からは、子どもも政治に関わりたいという意見も多く挙げられました。

《主な意見》

【子どもが意見を表すことは良いことだ】

- ・大人には、思いつかなかった意見とかも出ると思うからいいと思う。
- ・大人が子どもの意見を尊重し、しっかり子どもと向き合ったという経験は、子どもにとっても今後の人生に大きく関わると思う。

【参加したい】

- ・ムサカツなどの活動をもうちょっと多く行った方が良い。
- ・各学校の子ども代表が、話し合いをするなどの機会を作ったほうが良い。
- ・子どもが意見を表し、もっと政治に関わっていけるようになれば良い。

【自分のことは自分で決めたい】

- ・将来について親や先生など年上の人からのアドバイスはほしいけど、自分の将来は自分で決めたい。
- ・学校の指定服に関して、着たい人は自由服を着ればよいし、指定服を着たい人は着ればよい。自分が望む格好をしたい。
- ・中学校では、お化粧はだめ、肌の露出は避けるなどあるが、自分がしたい格好をすれば良いことなのではないか。また、学校の指定服を着ることで、個性が失われたり、気候に合わず、変な感じがしたりしてしまう。
- ・子どもはこれから先、社会の歯車として働いていく。その歯車には大きさは決まっているが、動く場所、動く長さ、歯車一つひとつの形は僕達子どもたちが決めることであり、学校で習う勉強や社交性もまた、学校ではなく、子どもが決めることだ。
- ・子どもはできるだけ自由に楽しい生活をしたい。親にあれやいなさいこれやいなさいと言われるとストレスが溜まる。

【意見を言える機会やしゅくみをつくってほしい】

- ・もう少し自由に子どもが意見を発信できるように意見箱やホームページを作ったり、月1～2回程度アンケートをとってほしい。
- ・市の政策や計画に子どもの意見を聞くことはいいと思う。
- ・子ども達が自由に意見を言える場所を設けることが必要だ。
- ・小学生でも「Teens ムサカツ」のように意見を実行委員として自由に言える場がほしい。
- ・子どもの意見を反映できるように、子どもたちのためのディスカッション企画が効果的ではないか。
- ・子どもが地域活動にもっと関わられるような企画を増やしてほしい。

【大人と対等に話し合いたい】

- ・子どもは親に対して自分の意見を言えないので子どもと大人が対等な立場になって親とも話し合えるようにしたい。
- ・大人だけでなく、子ども自身の意見を表したりできるようにした方が良い。
- ・子どもが大人になる過程で、大人の意見や主観を押し付けることによって、その子どもが大人になった時に同じようなことをしてしまうと悪循環になるので良くない。子どもの意見を否定せず尊重できる大人が、将来を担う子どもの良いお手本となると思う。
- ・大人がルールを守っていないのに、子どもばかりに言う。
- ・大変なことだけ子どもに任せる。
- ・子どもなのと言われることが嫌い。なぜ子どもはやっちゃいけないとかなどを決めつけられないといけなかがわからない。できるだけ子どものやりたいことなどを優先的にやることもいいと思う。
- ・「子どもだから」と、自分の話を聞いてくれないという話もよく聞いていたので、やはりすべての子どもに権利が必要だと思う。この条例により、不満の声が無くなると良いなと思う。

【学校など】

- ・いじめや差別などをなくし、学校の皆が仲良く安心して学校生活を送れるようなルールを子どもの意見を聞きながら作ってほしい。
- ・授業内で自分の意見を積極的に発信できるような環境をつくることでみんなで学びを築けるようにしてほしい(発言できない人を減らし授業を楽しく学ぶこと)。
- ・学校内において、より生徒の意見が反映されるような場を設けてほしい。
- ・子どもが先生に自分の意見を言えるような雰囲気を作ってほしい。

6. 子どもの安心・安全

小学校5・6年生や中学生1年生からの意見が多くありました。虐待・暴力については、防ぐための方法や起きてしまったときの対応についての意見が多くありました。また、子どもの安全のため、交通事故等が起きないようにするための対策についても多くの意見が出されました。また、子どもが安心して生きるためにはその環境をつくり、大人が守っていく必要があるという意見もありました。

《主な意見》

【虐待・暴力の防止】

- ・大人の子どもに対する暴力的な発言や暴力を防止する。
- ・いじめ、虐待を防ぐために学校や保育園の先生に最低でも2ヶ月に一回はいじめや虐待がなかったか聞き込みをする。
- ・いじめや虐待などが起きたときに子どもが大人に相談することができないときにどういう対応をするのか
- ・成績が悪いと、親から虐待を受けてしまい、心が傷つくことがある。
- ・親から虐待を受けることもあり、子どもは疲れているのだから、もう少し休む時間がほしい。
- ・虐待への罰を重くして虐待を早くなくさないといけない。
- ・最近はいじめや教師による体罰などといったこともよく耳にするので、より子どもの生きやすい環境づくりも必要。

【事故防止】

- ・複雑な曲がり角などでは事故などが起こりやすいので安全に通れるようにするために、カーブミラーなどの設備を増やしてほしい。
- ・交通事故が起こりにくくするために、車を運転するときは自分の身の安全や心を確認してから運転するようにしてほしい。
- ・夜に道が暗いと危ないため街灯をつけてほしい。
- ・信号の青の時間が短く、小さい子どもや足の悪い人が渡り切るのが大変で最悪事故につながる可能性がある。
- ・ケガをしたり、障害があっても安心して暮らすために、エスカレーターやエレベータを色々なところに設置してほしい。
- ・自転車で車道を走るときに車とぶつかりそうになることがあるため、自転車専用の道を作るなど車と自転車が通る道を分けてほしい。

【その他】

- ・ちゃんと生きられないと、大人になれないかもしれないし、遊ぶことも、学ぶこともできないので、安心して生きる権利が、必要だと思う。
- ・大人は、子どもの居場所を守り、子どもが安心、安全に生きていける環境をつくり、守ってほしい。
- ・バスでマスクをしない人がいるが、大勢の人がいる公共交通機関ではマスクの着用を義務付けたほうがいい。
- ・ポイ捨てをやめさせる。
- ・世の中には、悪い大人、正しいことがわからず大人になってしまった子ども、守られるべき命が守られなかった子どもなどが多くいるので、子どもの権利や自由そして、安全を守ることは、絶対に大切なことだと思う。

7. 子どもの権利を知ること

「子どもの権利について知ることは大切」「子どもの権利について教えたり考えたりする機会をつくってほしい」などの意見がありました。

《主な意見》

- ・自分に関わる「子どもの権利」を知ることができた。
- ・子どもの権利を知るために、学校などで授業をするなどしてほしい。
- ・学校で授業をするなど、子どもの権利について聞ける環境をつくった方がいい。
- ・子どもの権利を広めて、知っていくことは大切だと思った。
- ・大人たちもこの条約、条例があることを伝えてほしい。
- ・チラシだけではなくポスターや、動画、インターネット、新聞などで広めたらよいと思う。
- ・幼いうちから子どもの権利を伝えていくことは大切だと思う。
- ・大人だけが動いていて子どもには浸透しない可能性が高いのではないか。特に小学生以下の子どもたちは情報源が少ないので、条例の存在とその意味をきちんと伝えていき、意味のある条例になれば良いなと思う。

8. いじめを止めること

「いじめられたときに相談できる時間や場所があるといい」「いじめのない安心できる場所をどうやってつくるのか」などの意見がありました。また、いじめをなくすことやいじめが起きたときの対応についても意見がありました。

《主な意見》

【相談】

- ・相談窓口まで行くのは勇気がいるので、相談しやすい場所をつくってほしい。
- ・一人一人に相談できる時間をつくることや相談するところをつくってほしい。
- ・相談を受けた人は、「子どもの秘密を守る」がいいと思う。
- ・例えば、話すのは嫌な人が相談できるように、学校に手紙で出せる箱をおいたりしたらいい
- ・窓口設置は、既存の子ども向け窓口が「失敗」のため新たに設置するのか。既存のシステム、SOSダイヤル、児童相談所、子ども家庭支援センターなどがダメな理由と反省を明確にしてから、新しく窓口を設置

してほしい。

【いじめをなくす】

- ・学校をいじめのない安心できる場にしていく方がいい。
- ・学校のない安心できる場をどうつくるのか知りたい。
- ・いじめを止めることを条例として発表してほしい。
- ・いじめはやめようと学校が言っても全然いじめをやめない人がいるのでその人達に注意をしたり、親にその事を言ったりしたほうがいい。
- ・いじめを無くすために学校全体に張り紙をすればいい。
- ・いじめ、虐待を防ぐために学校や保育園の先生に最低でも2ヶ月に一回はいじめや虐待がなかったか聞き込みをする。
- ・いじめている人が反省して自分から「もうしない」と決めなければ解決できないから、いじめられた側が「いじめを受けている」と言っていたら周りの人がしっかりいじめっ子を見張っている必要があるのではないか。
- ・いじめについてのことは、すごく深刻なことなので、もっとしっかりと体制を整えてほしい。
- ・いくら教材や専門授業で意識したように見えても、激しすぎるいじめが描かれている事が多いので、本当のいじめはどこからなのか、そしてどういうものなのかということをしっかり学ぶ機会があったほうがしっかり意識することができるのではないか。

【いじめが起きたとき】

- ・いじめが起きたとき、それをだれかだけが抱えこまないように、教育委員会などに適切な報告がいくような組織をつくってほしい。
- ・実際にいじめは治らないから、いじめかなと思ったら大人がすぐにやさしく止める事が一番大事。
- ・いじめてきた人にちゃんと人を傷つけているということを自覚してもらいたい。
- ・いじめをしてしまう人もストレスや悩みを抱えているかもしれないので、心のケアをできるようにしたほうが良いと思う。

【その他】

- ・いじめだけでなく、ちょっとした意地悪、嫌がらせや陰口などを間接的に聞いて誰かが傷つくような行為をなくせるような武蔵野市にしてほしい。
- ・本人はいじめと感じていないけれど他人から見たらいじめということが多発している。
- ・青少年の引きこもりはいじめが主なきっかけであると思うので、若年層の引きこもりに対する支援も考慮に入れてもいいと思う。

9. 子どもの相談

子どもが相談しやすいように、相談方法の工夫が必要という意見や、相談窓口でなく、先生など身近な大人などに相談したい、秘密を守ってほしいという意見が寄せられました。

《主な意見》

【賛成】

- ・いじめなど深刻な問題が起きたら、気軽に相談することができる場所があるといい。
- ・私達子どもは子どもの権利を深く知り、少しでも、「これって正しいことなのかな？」と疑問に感じたら子どもだけで利用できる相談所があるといいなと思う。
- ・公共施設で相談などもできてとてもいいと思う。
- ・いじめは無くならないと思うので安心感のある相談所があるといいと思う。

【疑問・懸念など】

- ・相談できる場所があったところで殆ど使われないと思う。
- ・知らないに人に、困っています、助けてなどは、言わないと思う。困ったときは、友達やお母さん、お父さんに相談しましょう、などと呼びかけたほうが良いのでは。
- ・オンブズマンはクレーマーにちゃんと意見できないと思う。絵に描いた餅にオンブズマンという利権に税金が使われるだけだと思う。

【相談の手法を工夫してほしい】

- ・学校や市役所などの施設に相談するのは、なかなか難しいので、市や学校から PC でアンケートを送ってもらえれば相談しやすい。
- ・相談に関しては電話だけとかではなく、他にも色々な手段(インターネット上のチャットや手紙、メールなど)で相談できるようにしたほうが良い。
- ・「子どもの相談」では、本当に落ち込んで、何もできなくなっている子は、相談場所にもいけないと思うから、そういう時にどうするかも、決めてほしい。
- ・話すことが嫌な人も相談できるように、学校に手紙で出せる箱を置くと良いと思う。
- ・名前や小学校や年齢も(顔なども)相談をする相手にも言わない無料の電話の相談窓口なども必要だと思う。

【気軽に相談したい】

- ・市の相談窓口まで直接行くことは勇気があることだから、もう少し相談しやすい場所を作って欲しい。
- ・困ってはいないけど、もっと気軽に相談できるようにしたらいい。例えば、一ヶ月に一回、相談室に困っていること以外でも、お話しに行くなど。
- ・もっと身近にいつでも誰でも相談できる場所を作って欲しい。

【積極的に広報周知してほしい】

- ・市に相談だと規模が大きくて話せない子も出てくるからそこが具体的にどういうところなのか伝えることが大切だと思う。
- ・また子どもが相談できる場所があるということをもっと広く広めることが大切だと感じた。

【秘密を守ってほしい】

- ・子どもの相談内容は個人の情報だから、相談を受けた人は子どもの秘密を守るようにするのがいいと思う。
- ・言わないでほしいと言ったこと以外のことも秘密にしてほしい。

【相談窓口以外に相談できる人・場所がほしい】

- ・子どもは、1人で抱え込むことが多いので、親や近くの大人が気づき、声をかけてあげることが大切だと思う。
- ・相談窓口には相談しづらいので、まずはスクールカウンセラーや先生への相談などから始めればよいと思う。
- ・カウンセラーに話しかけられない人がいるかも知れないから、先生などが少しだけ声をかけるなどしたほうが良いと思う。
- ・困っている子ども同士で気軽に話せるところも作ったほうがよいと思う。

【その他】

- ・とても良いと思うが、もし自分の心の中だけで閉じ込めて窓口などで話しにくい人がいたらどうするのかも書いてほしい。
- ・困っていても、先生と相談している姿を見られたくないから学校で相談しにくいとおもっている人がいる。

【疑問】

- ・相談は誰でも行っていいのか

10. すべての子どもへの支援

小学校6年生～中学生から、様々な環境や状況にある子ども一人ひとりにあった支援を求める声が寄せられました。

《主な意見》

- ・子どもは、一人一人にあった支援を平等に受けられることができれば良い。
- ・苦しい子ども(ヤングケアラー)などに対する生活の支援があったほうが良いと思う。
- ・色々な子どもが他の子どもの特徴的な行動や、障害のある人の気持ちをしっかり考えられていく子どもたちになるのを支援したほうが良いと思う。
- ・日本には母子家庭の貧困が増えていると聞いたので一人ひとりにあった支援を受けることはとても大切だと思う。

11. おとなになるための支援

大人として生きていく将来を見据えたうえで、より自信をもって社会で生きていくための支援を求める意見が寄せられました。

《主な意見》

- ・子どもの権利には色々なものがあり子どものときにたくさん学びおとなになって立派になることが目的ではないかと思う。
- ・おとなになるための支援ってどんなことをするのか気になる。
- ・子どもが大人になるときに、自信を持って社会で生きていくための支援を受けること。
- ・子どもが大人になるために税金や仕事(職業)、法律やメディアリテラシーについて詳しく教える教室を

開くのがいいと思う。

- ・学校や社会は、安全な生活や素晴らしい人生を自立するまでは、後に社会の一員となる子どもを守り、その子どもがいつかおとなになり、権利を守らせる、守る立場になる。
- ・18歳成人になり自由が増える一方、契約など責任が伴うため、世間のことを知らずになんとなく成人することが少し不安なので、成人になることについてよく理解できる場が増えたらいいと思う。

12. 条例の考えを実現するための取り組み

条例の考えを実現させてほしい、条例の考えに基づき具体的に取り組んでほしい、という意見が寄せられました。

《主な意見》

- ・早く条例の考えを実現させてほしい。
- ・これからも子どもが安心できるような施設や取り組みができるといいなと思う。
- ・素晴らしい条例だが、すべての子ども達に実現させるのはとても難しいことで、どうすれば、すべての子ども達が権利を持てるのか、考えることが大切だと思う。
- ・条例が実行しないと意味がないので、子どもが全員平等・安心安全な生活をおくれるようにこの条例、考えを実現させる取り組みが大事だと思う。
- ・条例の考えを実現するための取り組みは具体的にどのようなことをしているかが可視化できるようにしたらどうか。

13. 大人の役割

親をはじめとした周りの大人に意見を尊重してほしいという意見や、大人が協力して子どもを守ってほしいという意見が寄せられました。

《主な意見》

【学校などの育ち学ぶ施設】

- ・お母さん お父さんを休ませてほしい。先生達の人数を増やして、先生達が頑張ればよいと思う。
- ・先生も一人一人大切にできるように、幼稚園・保育園・小学校・中学校の先生の人数を増やしてほしい。保護者と子どもの悩みを聞ける人数してほしい。
- ・一番身近な教師の方々について、教師はこのような権利を率先して考えてくれる存在だと感じていたが、教師の中には自分が率先して行っている「良いこと」を子どもに押し付けたり(特に生活面)、自分が生徒に対して偉いと勘違いしているという方もいるように感じる。隠していても、たまに本性が出ることもあり、それで生徒が傷ついても、他の先生からは「普段怒ったりしない先生を怒らせるようなことしたんだな」で片付いているのではないか。
- ・近頃いじめの学校側の対応が不適切だというニュースを見たので良いと思う。

【家庭】

- ・最近の親は子どもの意思を尊重しない親が多いのでそこもどうにかした方が生きやすくなる。

【その他】

- ・未来のことなどを分けわからない親の操り人形ではない、自由な環境にしてほしい。
- ・子どもの権利は、大人が知っていないと意味がない。
- ・子どものことをよく見ても子どもが思っていることが出来ていない。
- ・大人が色々と子どもを守ってくれるのはすごくいいことだと思う。
- ・市、事業者、学校、家庭が協力して、子どもを守っていけるようになれば良い。
- ・特に大人の協力が必要だと思う。

14. その他

子どもの権利について、疑問や懸念の声もありました。また、日常の生活のなかで感じる大人に対する思いも出されました。

《主な意見》

【広報】

- ・「子どもの権利条約」について知っている人があまりいなかったし、もし武蔵野市の新聞に載せていたとしても子どもは読まないと思うので、ポスターにして学校に掲示したら良い。
- ・難しい言葉で書かない(伝えない)方が良いと思う。小さい子からお年寄りの方までの市民全体でわかってもらえるようにするためには誰にでもわかる言葉でわかりやすく伝えてほしいと思う。

【学校など】

- ・無意味な校則がたくさんある。
- ・勉強に影響する練習の多さの部活を辞める権利はないのか。
- ・ルールを作るのはいいが学校での生活や部活に影響するようなことはやめてほしい。
- ・あゆみで成績を決めることはやめてほしい。
- ・体力測定などで運動神経を決めることはやめてほしい。

【疑問・懸念など】

- ・条例は、作りすぎでは大人を束縛するかもしれないので、行き過ぎは良くないと思う
- ・最近権利を利用して悪いことをする子ども(「何もしていないのに〇〇〇にいじめられてる!」などと叫び散らす)ということを知ったことがある。この権利を作ることには、何かしら悪用する人もいるということも頭に入れておいたほうがいいのかもわからない。
- ・子どもの権利でのルールを決めることは良いことで、子どもの大きい争いなどはなくなると思う。しかし、そのルールがたくさんあると逆に子どもたちがいろいろ迷惑になってしまうので本当に作っていいかは、迷ってしまう。
- ・子どもの権利を守る活動は大切。聞こえの良い表面的な条例文の作成にとどまらず、具体的な内容を作って欲しい。配布された条例前文や条文の内容は憲法や児童向けの法律を子ども向けに簡単な言葉に置き換え、書き直しているだけに感じる。
- ・もっといい街を作るためにも子どものことは子どもが一番良くわかっているので武蔵野市の子ども全員にアンケートをとるべきだ
- ・子どもの権利条約は「18歳未満の子ども」が対象だが、「18歳」にはまだ高校3年生の人も含まれている。いくら成人といっても、高校生はまだ親に頼らないといけなことが沢山あるし、他の大人に対してかな

り弱い位置にいると感じる。大人より弱い子どもを守るための権利は、法律上は大人だとしても、18歳の高校生まで持てるようにするべきではないか。条約自体は、世界の多くの成人「18歳」より低い年齢の人に向けられたもので、海外ではその年齢で自立しているのかもしれないが、日本は日本に合わせたものを作るべきで、それは武蔵野市の条例もそうだと思う。

【その他】

- ・自動ドアの設置、自転車登校の許可、トイレの自動洗浄装置の設置、更衣室の用意、まちのごみ箱設置、路上喫煙禁止などの具体的な意見。

3. むさしのクレスコーレからの意見

むさしのクレスコーレは、武蔵野市教育支援課が NPO 法人文化学習協同ネットワークに委託して運営する、市内の不登校の中学生のための「もうひとつの居場所」で2020年7月に開所した。

「こどものけんりってなあに？」第1号を見て、中学生がマインドマップの作成などを行った。

《子どもからの意見》

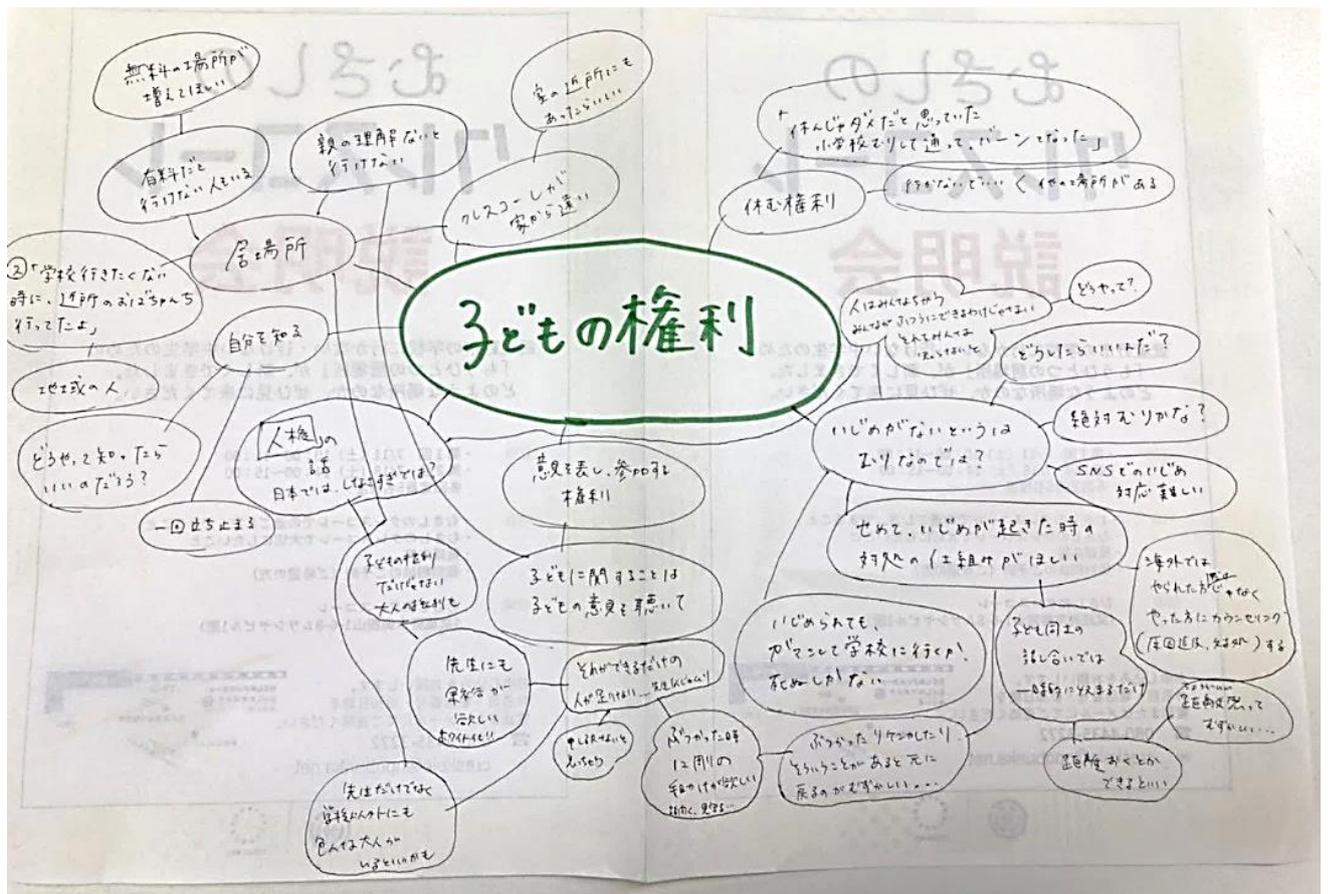
メンバーたちからは、「つらいときは休んでもよいということを知ることが大事」「子どもに関係のあることを決めるときは、子どもの意見を聴き、意見を大切にする」「いじめが起きた時に、それを解決するための仕組みを整える」などが「大事なことではないか」という意見が挙がった。

・マインドマップで出された主な意見(委員長による整理)

子どもの居場所	クレスコーレが家から遠い一家の近所にあつたらいい 親の理解がないと行けない 有料だと行けない人もいる —無料の場所が増えてほしい 学校に行きたくない時に、近所のおばちゃんちに行つてたよー地域の人 * <先生だけでなく 学校以外にもいろんなおとながいてもいいかも>
休む権利	休んじゃダメだと思っていた 小学校に無理して通つて、バーンとなつた 行かないでいいほかの場所がある
いじめ	いじめがないというのはむりなのでは？ 絶対無理かな？ SNS でのいじめ対応難しい どうしたらいいんだろう？ せめて、いじめが起きたときの対処の仕組みがほしい いじめられても、ガマンして学校に行くか、死ぬしかない ……そういうことがあると元に戻るの難しい… ぶつかったときにまわりの手助けがほしい 話を聞く 見守る それができるだけの人が足りない 先生じゃムリ 申し訳ないと思つちゃう 先生にも余裕が欲しい 子どもの権利だけじゃない おとなの権利も * <先生だけでなく 学校以外にもいろんなおとながいてもいいかも>

* 両方をつなげて表現していること

マインドマップ



《スタッフより》

中間報告の内容として、「休む権利」「子どもが安心して、自分らしくいられるための居場所をつくる」ということが明記されていること、不登校の居場所のスタッフとして、とてもうれしく、ありがたく感じました。

条例が、「学校に行かない・行けない」ことで自分を責め、孤立する子どもたちや家族はもちろん、学校や市民の皆様に対しても、子どもは休んでもよいのだということ、学校以外にも子どもの学習や成長を支援する場があるのだということへの理解を深めていただくための、大きな一歩となることを願っています。

ぜひ今回の取り組みを続けていただき、子どもたちの想いが反映された条例案になりますよう、微力ながら応援しております。

引き続きクレスコーレでも、今回の条例作りの話をきっかけに、子どもの権利について話し合い、考えを深めていけたらと思っています。

4. 中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」実行委員からの意見(令和4年6月12日)

令和4年6月12日に Teens ムサカツ実行委員会第1回実行委員会を開催し、中高生世代30名が参加し、「こどものけんりってなあに？」第1号を見て、5つのグループに分かれて、どんな項目が気になったり大切だと思ったか、またその理由や思ったことなどについて、グループごとに意見交換を行った。

《意見》

【前文】

- ・ 子どもたちの安心が大切。そのために人とつながること、他人との関わりが必要。

【子どもにとって大切な子どもの権利】

- ・ 遊ぶことは大切。楽しいことに向き合うことで社会に出ても集中力を養うことができる。
- ・ 大人が考える子どもの権利ではなく、子ども自身が考える権利について知りたい。自分らしくのびのび暮らせる環境を、周りの人たちに作りだしてほしい。
- ・ 「安心して生きる権利」について。安心する環境は自分だけで整えることはできない、周りの人と協力して自分らしくいられる居場所を作り出していくべきでないか。その人の安心する居場所をつくるためには、その人のことを知ることが大切。
- ・ 本人しか分からない要望を聞く必要がある。子どもが悩みや考えを相談できる環境が重要。
- ・ 「休む権利」があるならば、学校の欠席について体調不良やケガによるものと、学校に行きたくないという理由では何かしらの区別をした方が良いのではないか。
- ・ 子どもがつらいとき休むことも大切だが、学校自体が環境を変える対策も重要。
- ・ いじめを気軽に相談できる場が大事。
- ・ 「先生に言われている」感じの授業ではなく、自分から学ぶ教育に形式を変える。
- ・ 公立の学校と私立の学校の間での授業の内容や環境の格差をなくす。
- ・ 基本的な権利だからこそ、当たり前のように見える権利が守られているか見直すべき。

【すべての子への支援】

- ・ 個性に合わせた支援が必要。具体的にどのような支援があるのか気になった。
- ・ 支援が依存にならないようにするのも大事。

【おとなになるための支援】

- ・ 子どもに支援を受けられたかで大きく人生は変わる。教育はもちろん、大人になるための支援は大切。
- ・ 大人になるまでにお金がかかる。低所得世帯への支援を用意したり、わかりやすい制度にする。

【子どもの居場所】

- ・ ひとりひとりの状況を知って改善するのが大切。どのような形で居場所を作るのか気になった。

- ・ 楽しめる、相談できるだけでなく、精神的に休む場所や悪い雰囲気改善も大切。
- ・ 夜間に子ども以外の人を使った後に、何か危険な物が落ちていたら危ない。
- ・ 家に自分の居場所がない子どももいる。もっと勉強や遊びができる居場所を増やしたほうがいい。
- ・ 空間だけでなく、心の拠り所としての居場所も必要だと思う。

【子どもの権利を知ること】

- ・ 子どもの権利を知らないと子どもの権利侵害に気づかない。知ることが大切。
- ・ 子どもが子どもの権利を知る機会が少ない。子どもにも学校で子どもの権利を学べる機会をつくる。
- ・ 大人も子どもの権利を知ることが大切。市民の目に触れるように周知が必要。
- ・ 大人理解が必要だからより多くの人の子どもの権利を知るべき。現状理解や改善案がより多く出て客観的に物事が見られるようになる。
- ・ 大人が知ること子どもへの接し方も変わる。虐待なども減ると思う。
- ・ チラシなどで市民の目に触れる工夫をすべき。
- ・ 問題に対してしっかりと対応しない人もいる。対策の重要性を大人にも周知していく必要がある。
- ・ 「子ども権利の日」を作ることは、知名度を上げるのに最適。家庭と学校が積極的に動くことで、より良い案が出るようになると思った。
- ・ 知るとは自分のもつ権利を知る機会になる。ありのままの自分を相手に伝えることができ、自信を持ち、成長していくうえで大切である。

【子どもの安心・安全】

- ・ 安心して生きることは自分らしく生きるうえで必要。
- ・ 周りからの圧力を受けずに、もっと自分らしく生きたい。理解を広げるために経験者から話を聴くことも大切。
- ・ 遊具などの注意書きをひらがなにする。
- ・ 差別について、(中間報告の中で)はっきり書いたほうがいい。

【子どもが意見を表したり参加したりすること】

- ・ 大人ではなく未来を担う子どもの意見を反映してほしい。子どもが話し合える機会が必要。
- ・ 意見を表したり参加したりできる「子ども」は何歳から？
- ・ 意見の伝え方を小さいころから教育として教わることも必要。
- ・ 子どもが意見を発信するには、ムサカツやアンケート、学校での話し合いを活用すべき。
- ・ 子どもの意見が市政にどう活かされているか明確にわかるとよい。

【いじめを止めること】

- ・ 安心して生活する上で大切。条例の内容をもっと具体的に書いてほしい。
- ・ 相談のときは、「秘密を守ること」が大切。いじめのアンケートを匿名にすべき。

- ・ 気軽に話せる相談先がほしい。
- ・ 精神的な拠り所がいくつかあると安心。先生の対応がいじめを止める鍵になる。
- ・ 「いじめを止めること」というタイトルが気になる。いじめを止めるというより、そもそもいじめをなくすことを考えてほしい。
- ・ いじめとじゃれ合いの境界について考えるべき。いじめに関する教育をしっかりしてほしい。
- ・ 解決するための仕組みを整えることがとても大切。
- ・ いじめが解決することで苦しんでいた当人やその家族が救われる。
- ・ いじめの何がいけないのかきちんと理解できていない人もいると思うため、自分事として考えられる取り組みや、市と学校と家庭が協力する必要がある。
- ・ いじめの予防(起きる前の対策)をする。いじめが起きてから対策を打っても根本的な解決にはならないと考える。
- ・ 「いじめ」は「権利を傷つける行為」。
- ・ いじめた側のメンタルケアも必要。

【子どもの相談】

- ・ 悩みは早めに相談したほうがいいけど不安。
- ・ 市の相談窓口は堅苦しいイメージがある。もっと気軽に相談できる場がほしい。
- ・ 相談されたことは秘密にしてほしい。どこまで秘密を守ってくれるのか、明らかにしてほしい。
- ・ 不登校の問題には、スクールカウンセラーとの協力が必要。
- ・ 身近な相談員を知らない。身近な相談員とは具体的にどのような人なのか。

参考資料 5 武蔵野市子どもの権利条例(仮称)検討経過および関連する市の取組

日程	内容
令和2年 3月	第五次子どもプラン武蔵野(令和2～6年度)策定 ・事業番号3「子どもの権利条例(仮称)の検討」 「子どもの権利条約に定められた子どもの権利の理念に基づき、子どもの尊厳と権利が尊重されるよう、行政や家庭、学校など地域における各々の役割を明確化する、子どもの権利条例(仮称)の制定について、検討を行います。」
令和2年 10月27日	第1回子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議 【議事】 (1)会議の設置について (2)子どもの権利に関する条例について (3)会議の検討事項について
令和2年 11月13日	第1回子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議ワーキング 【議事】 (1)子どもの権利条例について (2)ワーキング検討事項および調査項目について (3)今後の予定について
令和2年 12月25日	第2回子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議ワーキング 【議事】 (1)子どもの権利条例に関する調査結果について (2)子どもの権利擁護機関設置の検討について (3)今後の予定について
令和3年 1月15日	第3回子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議ワーキング 【議事】 (1)子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議での報告事項の検討
令和3年 1月29日	第2回子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議 【議事】 (1)子ども家庭部・教育部合同政策研究実施結果について (2)ワーキング検討結果について (3)今後の検討において前提とすべき事項について (4)令和3年度以降の検討の進め方 (5)その他
令和3年 2月22日	第3回子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議 【議事】 (1)子どもの権利条例(仮称)に関する今後の検討の進め方について (2)会議検討結果報告について
令和3年 5月14日 5月28日 6月1日	子どもの権利に関する公立保育園園内職員研修
令和3年 5月27日	◎第1回子どもの権利に関する条例検討委員会 場所:市役所811会議室 【議事】 (1)委員長選出 (2)副委員長選出 (3)武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会について (4)子どもの権利に関する条例について (5)子どもの権利条例(仮称)に関する庁内検討会議(令和2年度)検討結果について (6)子どもの権利に関する条例制定に向けた検討の進め方について

日程	内容
令和3年 6月	青少年問題協議会地区委員会委員委嘱式における子どもの権利に関する講演会 講師:喜多明人氏 (※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため収録した講演会映像をDVDで配布)
令和3年 6月16日	子どもの権利に関する市内認可保育園園長研修 講師:近藤幹夫氏/参加者:34人
令和3年 7月3日	令和3年度第1回Teensムサカツ実行委員会 ・子どもの権利オークション ・「自分にとって大切な権利とは？」
令和3年 7月16日	子どもの権利に関する市立小中学校校長会研修 主催:武蔵野市立小中学校校長会/講師:喜多明人氏
令和3年 7月20日	◎第2回子どもの権利に関する条例検討委員会 ※オンライン開催 【議事】 (1)委員アンケート結果について (2)第1回Teensムサカツ実行委員会について (3)今後の検討作業の進め方について (4)武蔵野市の子ども施策の現状と課題について (5)子どもの権利擁護機関について
令和3年 8月	「子どもの権利」をテーマとした図書展示(中央図書館)
令和3年 8月23日	ワークショップ「子どもの権利ってなあに？」(小学4～6年生対象) 講師:日本ユニセフ協会/場所:中央図書館3階視聴覚ホール/参加者:6人
令和3年 8月23日/ 8月27日	子どもの権利に関する条例検討委員会市内事業視察 【視察先】 (1)武蔵野市若者サポート事業みらいる (2)公益財団法人武蔵野市国際交流協会 (3)武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス (4)特定非営利活動法人プレーパークむさしの
令和3年 8月29日	令和3年度第2回Teensムサカツ実行委員会 ・ふだんの生活の中で困ったときや、つらいと感じたときにどうしている？ ・みんなが楽しく過ごせる理想の居場所
令和3年 8月31日～ 9月10日	子どもの権利に関する市立学校アンケート 【概要】 対象者:市立学校(小4～中3)全児童生徒 実施方法:児童生徒に配付されているタブレット端末により無記名回答 調査者数:4,928 件 回答総数:3,743 件 回答率:76.0%
令和3年 9月29日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員とスクールソーシャルワーカーとの意見交換会
令和3年 9月29日	◎第3回子どもの権利に関する条例検討委員会 ※オンライン開催 【議事】 (1)各種報告事項 (2)委員会視察結果について (3)第2回Teensムサカツ実行委員会について (4)学校アンケートについて (5)第2回委員会での議論における論点の整理 (6)子どもの居場所について

日程	内容
令和3年 9月29日～ 10月20日	子どもの権利に関するWebアンケート 【概要】 対象者:小学生～高校生世代の方 実施方法:市ホームページに掲載したアンケートフォームより無記名回答 回答総数:32件
令和3年 9月	「季刊むさしの」秋号(ナンバー135)における「子どもの権利に関する条例」関連記事の掲載
令和3年 10月11日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員による本宿小学校6年生を対象としたいじめ予防授業
令和3年 10月17日	令和3年度第3回Teensムサカツ実行委員会 ・大切だと思う権利を考える ・他の自治体の条例をしてみる
令和3年 10月20日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員と子ども・コミュニティ食堂、学習・生活支援事業実施団体との意見交換会
令和3年 11月9日	◎第4回子どもの権利に関する条例検討委員会 場所:市役所802会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討の進め方の整理 (3)第3回委員会までの議論における論点の整理 (4)子ども参加について
令和3年 12月22日	市内の子どもの居場所利用者と子どもの権利に関する条例検討委員会委員長との意見交換
令和3年 12月26日	令和3年度第4回Teensムサカツ実行委員会 ・子どもの参加について「参加のはしご」で考える ・意見を表す権利について考える
令和4年 1月18日	◎第5回子どもの権利に関する条例検討委員会 ※オンライン開催 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)条例骨子案について
令和4年 2月	武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策の策定
令和4年 2月13日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員とTeensムサカツ2022春実行委員との意見交換会 令和3年度第5回Teensムサカツ実行委員会 ・ワークショップ本番に向けての準備
令和4年 2月14日	地域子ども館 子どもの権利に関する職員研修 講師:喜多明人氏/参加者:64人
令和4年 3月9日	◎第6回子どもの権利に関する条例検討委員会 ※オンライン開催 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)条例骨子案のたたき台について
令和4年 3月19日	令和3年度第6回Teensムサカツ実行委員会 ・ワークショップ本番に向けての準備

日程	内容
令和4年 3月29日	中高生世代ワークショップ「Teensムサカツ2022春」 ・子どもの権利に関するワークショップを実施 ①身近な生活の中で「私たちの権利」を考えてみよう ②様々な人との関わりの中で、私たちが毎日送るためには… 場所:武蔵野市役所802会議室/参加者:34人
令和4年 4月10日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員とTeensムサカツ2022春実行委員との意見交換会
令和4年 4月12日	◎第7回子どもの権利に関する条例検討委員会 場所:市役所802会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)条例骨子案(委員会中間報告)について
令和4年 5月11日	令和4年度第1回武蔵野市総合教育会議にて報告 ・武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告について
令和4年 5月13日	市議会文教委員会にて行政報告 ・武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告及び意見募集等について
令和4年 5月	子ども向け広報誌「こどものけんりってなあに？」第1号発行
令和4年 5月15日～ 6月6日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関するパブリックコメント (提出意見数) 一般 :意見件数561件(83人) 子ども:アンケート回答者996人、自由意見件数881件(649人) その他:意見件数84人 意見件数合計1,614件
	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する市職員アンケート 意見件数:84件(47人)
令和4年 5月21日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する市民意見交換会 場所:武蔵野商工会館市民会議室/参加者(市職員除く):5人
令和4年 5月22日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する地域フォーラム 主催:西部コミュニティ協議会 場所:西部コミュニティセンター(オンライン併用)/参加者(市職員除く):47人
令和4年 6月1日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する市民意見交換会 場所:武蔵野市役所412会議室/参加者(市職員除く):18人
令和4年 6月4日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する市民意見交換会 場所:スイングスカイルーム/参加者(市職員除く):24人
令和4年 6月4日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する地域フォーラム 主催:吉祥寺東コミュニティ協議会 場所:吉祥寺東コミュニティセンター/参加者(市職員除く):28人
令和4年 6月4日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する地域フォーラム 主催:吉祥寺西コミュニティ協議会 場所:吉祥寺西コミュニティセンター/参加者(市職員除く):23人
令和4年 6月12日	令和4年度第1回Teensムサカツ実行委員会 ・子どもの権利に関する条例委員会中間報告についての意見交換
令和4年 7月	子ども向け広報誌「こどものけんりってなあに？」第2号発行

日程	内容
令和4年 7月7日	◎第8回子どもの権利に関する条例検討委員会 場所:市役所412会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)パブリックコメント等の実施結果について (4)パブリックコメントをふまえた委員会報告書(案)について
令和4年 8月4日	令和4年度第2回Teensムサカツ実行委員会 ・条例前文づくり
令和4年 8月12日	令和4年度第1回武蔵野市子ども施策推進本部子ども・教育合同部会 【議事】 (1)第五次子どもプラン武蔵野 令和3年度実施状況報告書 (2)子どもの権利に関する条例(仮称)制定に向けた検討について
令和4年 8月15日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員長による保育園・幼稚園関係者ヒアリング
令和4年 8月24日	令和4年度第1回武蔵野市子ども施策推進本部 【議事】 (1)第五次子どもプラン武蔵野 令和3年度施策実施状況報告について (2)子どもの権利に関する条例(仮称)制定に向けた検討について
令和4年 8月30日	◎第9回子どもの権利に関する条例検討委員会 場所:市役所802会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後のスケジュールについて (3)委員会報告書(案)について (4)委員会の振り返り
令和4年 9月	子ども向け広報誌「こどものけんりってなあに？」第3号発行
令和4年 9月	子どもの権利に関する条例検討委員会報告書完成
令和4年 9~10月	「子どもの権利」をテーマにした図書展示(中央図書館)
令和4年 10月	武蔵野市子ども・子育て応援月間特設サイト「子ども・子育てを応援するまち むさしの」に、子どもの権利に関する特集記事を掲載
令和4年 10月2日	令和4年度第3回Teensムサカツ実行委員会 ・条例前文づくり
令和4年 10月14日	令和4年度第2回武蔵野市子ども施策推進本部子ども・教育合同部会 【議事】 (1)武蔵野市子どもの権利条例(仮称)の素案について (2)今後のスケジュールについて
令和4年 11月1日	令和4年度第2回武蔵野市子ども施策推進本部 【議事】 子どもの権利条例(仮称)素案について
令和4年 11月	武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案公表 子ども向け広報誌「こどものけんりってなあに？」第4号発行

武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案

令和4年 11 月

武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課